

第 4 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和 4 年 10 月 21 日

(令和 3 年度決算)

(商工労働部・観光戦略部・農林水産部)

閉 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 4 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和4年10月21日(金曜日)

午前9時59分開議
午前11時22分休憩
午前11時28分開議
午前11時57分休憩
午後0時58分開議
午後2時57分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第39号 令和3年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第40号 令和3年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第44号 令和3年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第45号 令和3年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第48号 令和3年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第49号 令和3年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第51号 令和3年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(10人)

- 委員長 山口 裕
- 副委員長 緒方 勇二
- 委員 前川 收
- 委員 藤川 隆夫
- 委員 岩田 智子
- 委員 中村 亮彦
- 委員 坂梨 剛昭
- 委員 前田 敬介
- 委員 南部 隼平

委員 堤 泰之
欠席委員(1人)

委員 坂田 孝志
委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工労働部

部長 三輪 孝之

政策審議監

兼商工雇用創生局長 上田 哲也

産業振興局長 内藤 美恵

商工政策課長 津川 知博

商工振興金融課長 篠田 誠

首席審議員

兼労働雇用創生課長 工藤 真裕

産業支援課長 辻井 翔太

エネルギー政策課長 岡山 公明

企業立地課長 工藤 晃

観光戦略部

部長 原山 明博

政策審議監 府高 隆

観光交流政策課長 久原 美樹子

観光企画課長 川寄 典靖

観光振興課長 石井 利幸

首席審議員

兼販路拡大ビジネス課長 前田 隆

農林水産部

部長 竹内 信義

政策審議監 阪本 清貴

生産経営局長 楮本 亮治

農村振興局長 清藤 浩文

森林局長 大岩 禎一

水産局長 渡辺 裕倫

農林水産政策課長 徳永 浩美

団体支援課長

兼水産振興課政策監 加藤 栄一

流通アグリビジネス課長 藤由 誠

農業技術課長 高野 真

政策監 武 田 好 文
 農産園芸課長 池 田 健 三
 畜産課長 鬼 塚 龍 一
 農地・担い手支援課長 中 島 豪
 首席審議員
 兼農村計画課長 青 木 公 平
 農地整備課長 永 田 稔
 むらづくり課長 吉 住 俊 郎
 技術管理課長 伊 藤 寿 朗
 森林整備課長 笹 木 征 道
 林業振興課長 廣 田 邦 彦
 森林保全課長 中 尾 倫 仁
 水産振興課長 森 野 晃 司
 漁港漁場整備課長 植 野 幹 博

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 野 尾 晴一朗
 会計課長 杉 本 良 一

監査委員事務局出席者

局 長 西 浦 一 義
 首席審議員兼監査監 市 川 弘 人

事務局職員出席者

議事課課長補佐 松 本 淳 一
 議事課主幹 山 本 さおり
 議事課主幹 平 江 正 博

午前9時59分開議

○山口裕委員長 それでは、ただいまから第4回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前には商工労働部、観光戦略部の審査を行い、午後から農林水産部の審査を行うこととしております。

それでは、これより商工労働部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いいたし

ます。

それでは、商工労働部長から決算概要の総括説明を行っていただき、続いて、担当課長から順次資料の説明をお願いします。

初めに、三輪商工労働部長。

○三輪商工労働部長 おはようございます。商工労働部でございます。

令和3年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において、施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、当部関係の事項につきまして、その後の対応状況を御報告いたします。

共通事項として委員長報告第4の1、御指摘の内容は、「未収金対策について、コロナ禍の影響による未収金の増加とそれに伴う回収の労力の増加が懸念されるが、公平性の観点から、引き続き、適正な債権管理と徴収対策に努めること。」というものでございます。

当部の未収金は、一般会計において営業時間短縮要請協力金、中小企業等グループ施設等復旧整備事業補助金及び中小企業従業員住宅使用料、また、特別会計において中小企業振興資金貸付金に関するものがございます。

これらの債権管理については、法的対応に関する弁護士への相談や不動産鑑定等による債務者の財産に関する状況の把握に努めるとともに、当初計画に沿った返済が滞ることのないよう、定期的な巡回訪問による経営状況の確認を行っています。さらに、新たな未収金が発生することがないように、必要に応じ専門家による経営面の助言を行うなど、計画的に取り組んでいるところです。

徴収対策については、債務者の資力調査等を実施した上で、資力に応じた返済や担保物件の処分等を行い、できる限りの回収に努めています。一方で、民間の債権回収会社、いわゆるサービサーに資力調査や不動産鑑定を委託するなど、並行して事務の効率化にも取

り組んでいるところです。

しかしながら、債務者の事業中止や連帯保証人の高齢化等により、現実的に回収が困難と判断される案件もあります。そうした事案については、貸付関係規程に基づく徴収停止の手続を行うなど、債権放棄も視野に取り組んでまいります。引き続き、未収金の解消に向けて、適切な処理に努めてまいります。

次に、委員長報告第4の5、御指摘の内容は、「なりわい再建支援事業について、繰越額が大きく、進捗率がかなり低いが、申請手続が煩雑なため申請を諦めるという話も聞くので、希望者が申請を断念することがないように、事業者に寄り添った支援に努めること。」というものでございます。

令和2年7月豪雨により被災された事業者のなりわい再建支援補助金については、コロナ禍の影響や半導体不足に起因すると思われる復旧設備の調達遅れなどから、復旧に時間を要している事業者がおられ、結果的に繰越額が大きく、進捗率が低くなっていました。

県としましては、豪雨災害発生直後から県内19か所に相談窓口を設置し、中でも、被害が大きかった人吉市と芦北町では、今年3月まで相談を受けるなど、丁寧な支援に努めてまいりました。その結果、502件の交付決定を行い、これまでに406件の復旧が完了したところでございます。

被災事業者の中には、公共事業の影響等やむを得ない事情により、これまで補助金を申請できなかった事業者もおられます。そのため、申請の意向を示された事業者に対して、個別に訪問するなど、伴走型の支援を行い、一日も早い被災事業者の復旧を丁寧に支援しているところです。引き続き、事業者それぞれの事情に応じて、最後のお一人まで支援をしてまいります。

続きまして、令和3年度決算の概要について、御説明申し上げます。

お手元の説明資料の1ページ、令和3年度

歳入歳出決算総括表を御覧ください。

当部に関する会計は、一般会計と4本の特別会計がございます。

まず、歳入でございますが、一番左、歳入の欄の一番下の段、予算現額1,702億5万円余に対しまして、収入済額1,227億2,984万円余、不納欠損額1億1,443万円余、収入未済額が30億7,673万円余となっております。

収入未済額の主なものは、中小企業振興資金貸付金に係るものでございます。

次に、右側、歳出でございます。

一番下の欄でございますが、予算現額が1,906億9,839万円余に対しまして、支出済額が1,315億1,381万円余、繰越額が523億2,535万円余、不用額が68億5,923万円余でございます。

繰越額は、主に営業時間短縮要請協力金など新型コロナウイルス感染症対策に係るものと、なりわい再建支援事業など災害復旧に係るものです。

また、不用額は、主になりわい再建支援補助金、事業継続・再開支援一時金及び営業時間短縮要請協力金の交付申請額が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

以上が、商工労働部の決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○津川商工政策課長 商工政策課です。

まず、商工労働部の定期監査の指摘事項ですが、労働雇用創生課について指摘がありました。対応状況等につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

それでは、商工政策課の決算について御説明します。

説明資料の2ページをお願いします。

一般会計の歳入です。

国庫支出金のうち、最下段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、予算現額と収入済額との比較で190億8,700万円余の差が生じております。これは、コロナ第6波に係る時短要請協力金を令和4年度に繰り越したことなどによるものでございます。

3ページをお願いします。

諸収入のうち最下段の営業時間短縮要請協力金負担金につきまして、予算現額と収入済額との比較で24億2,100万円余の差が生じています。これは、営業時間短縮要請協力金の市町村負担分で、6波に係る協力金を令和4年度に繰り越したことに伴い、市町村負担金の精算も繰り越したものでございます。

4ページをお願いいたします。

各種団体精算返納金について、108万円余の収入未済額がございます。これにつきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

続きまして、5ページをお願いいたします。

一般会計の歳出です。

上段の一般管理費は、人事課から特別配当を受けた職員の時間外勤務手当です。この項目は、商工労働部の全課分を商工政策課に一括して計上しております。

続きまして、不用額の主なものについて御説明します。

なお、翌年度繰越金については、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

最下段の商業総務費の不用額10億5,200万円余は、令和2年度から令和3年度に繰り越して支払いを行った時短要請協力金の支給額が見込額を下回ったことに伴う執行残でございます。

続きまして、別冊の附属資料で御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

令和3年度繰越事業調べの明許繰越しについてでございます。

営業時間短縮要請協力金事業について、令和4年2月14日から3月21日までの時短要請に伴う協力金の申請受付を令和4年4月22日まで行ったことから、令和3年度内に審査支払いが完了しなかったため、令和4年度へ繰り越したものでございます。

なお、繰越額における現在の進捗状況の欄でございますけれども、進捗状況は94%となっておりますが、事業者への協力金の支払いは全て完了をしております。

次に、飲食店の感染防止対策に係る認証事業は、新型コロナウイルス臨時交付金を活用し、令和3年度2月補正で増額した事業であり、年度内の事業完了が見込めなかったため、繰り越したものでございます。

続いて、7ページをお願いいたします。

令和3年度収入未済に関する調べです。

一般会計のうち、各種団体精算返納金について、108万円余の収入未済がございます。これは、時間短縮要請協力金で交付要件を満たしていないことが判明したことに伴う協力金の返納金2件分です。債務者の経済的理由などにより、返納金の一括返済が困難なため、令和3年度中は、一部の返納にとどまったことによるものなどがございます。

下段の4、令和3年度の未収金対策に記載していますが、今後も継続して歳入の働きかけを実施してまいります。

商工政策課は以上です。

○篠田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございます。

7ページからが国庫支出金になりますが、7ページの下段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、予算現額と収入済額に66億5,236万円余の差が

生じております。

これは、新型コロナ対応事業者支援総合補助金などの事業を令和4年度に繰越しをしたことなどによるものでございます。

続きまして、8ページの一番上の段でございますが、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助につきましては、予算現額と収入済額に176億6,706万円余の差が生じておりますが、これは、なりわい再建支援事業につきまして、令和4年度に繰越しをしたことなどによるものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

諸収入のうち、雑入の各種団体精算返納金につきましては、予算現額と収入済額に7,955万円余の差が生じております。

これは、事業継続・再開支援一時金につきまして、受給者の中で国の支援金の対象となった事業者がおられたことから、その事業者からの返納が当初の想定よりも多くなったことなどによるものでございます。

また、各種団体精算返納金につきましては、342万円の収入未済額がございます。

これにつきましては、後ほど附属資料で説明をさせていただきます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

一番上の段で、中小企業災害復旧資金利子補給補助金につきましては、予算現額と収入済額に8,123万円の差が生じております。

これは、なりわい再建支援補助金の自己負担部分の借入に係る利子補給の実績が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

また、その下の中小企業再生支援利子補給補助金につきましては、予算現額と収入済額に9,091万円余の差が生じておりますが、これは、県の制度融資のうち、利子補給の対象資金の実績が、実績見込額を下回ったことによるものでございます。

続きまして、12ページからが一般会計の歳出でございます。

不用額の大きいものについて説明をさせていただきます。

なお、翌年度への繰越しにつきましては、後ほど附属資料で説明をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。

中小企業振興費ですが、不用額が12億9,387万円余でございます。

これは、事業継続・再開支援一時金事業が、当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

災害復旧費の商工施設災害復旧費における不用額29億5,887万円余につきましては、なりわい再建支援補助金の交付確定によるものでございます。

次の15ページからが中小企業振興資金特別会計でございます。

まず、歳入でございますが、次の16ページの諸収入をお願いいたします。

中小企業振興資金貸付金におきまして、不納欠損額が1億1,437万円余、また、収入未済額が30億6,227万円余でございます。

これにつきましては、後ほど附属資料で説明をさせていただきます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計の歳出でございます。

資料下段の公債費ですが、元金及び利子、また、次のページの公債諸費を合わせまして、715万円余の不用額が生じております。

これは、中小企業基盤整備機構への貸付金の償還が見込額を下回ったことによるものでございます。

続きまして、別冊の附属資料のほうをお願いいたします。

2ページでございます。

明許繰越しになりますが、まず、一番上のまちなかにぎわい回復支援事業からその下のポストコロナ商店街機能再構築支援事業、さらに熊本県リボーン企業創出支援事業、また、その下の新型コロナ対応事業者支援総合補助金につきましては、新型コロナ対応地方創生臨時交付金を財源として活用しております。令和3年度2月補正におきまして、予算化または増額をした事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったことから、令和4年度へ繰越しをしたものでございます。

下から2番目のなりわい再建支援事業につきましては、国の経済対策による予算措置を受け、令和3年度2月補正で増額した事業であり、令和4年度へ繰越しをしたものでございます。

さらに、一番下の中小企業等復旧・復興支援事業につきましては、補助事業者の復旧設備の調達が年度内に完了しなかったため、令和4年度へ繰越しをしているものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

事故繰越でございます。

なりわい再建支援事業につきましては、補助事業者の事業計画の策定や工事施工に不測の日数を要したため、令和4年度へ繰越しをしたものでございます。

事故繰越が175件ございますが、直近の進捗状況といたしましては、この175件のうち、本日時点で87件、事業が完了しております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

一般会計の収入未済についてでございます。

まず、1の歳入決算の状況で、各種団体精算返納金でございますが、収入未済額が342

万円でございます。

これは、事業者がグループ補助金で取得された財産の処分に係る返納金でございます。返納金につきましては、一括返済が困難となり、4件の収入未済がございます。

次に、2の過去3か年の推移ですが、令和2年度に1件、460万円の収入未済が発生し、令和3年度、新たに3件、137万円余の収入未済が発生しております。

3の収入未済額の状況ですが、収入未済となっております4件のうち、一番左の2件につきましては、債務者からの一括納付が困難であるとして分割納付を認め、現在、計画どおりに納付されているところでございます。その他の2件につきましては、債務者が既に倒産状態にあり、納付が困難となっている状況でございます。

下段、4の未収金対策に記載しておりますが、分割納付中の2件につきましては、計画どおりの納付を求めるとともに、グループ補助金を受給した全事業者に対し、年に1度、周知文書を発出することにより、新たな未収金の発生防止の取組に注力してまいります。

続きまして、9ページをお願いいたします。

こちらは、中小企業振興資金特別会計の収入未済でございます。

まず、1の歳入決算の状況ですが、収入未済額が約30億円ありますが、その内訳といたしまして、償還元金が28億8,411万円余、償還利子が2,612万円余、延滞違約金が1億5,203万円余でございます。

2の過去3か年の推移ですが、新規の未収金は、平成24年度以降発生しておりませんが、現年度分といたしまして、令和3年度に2億4,947万円余の未収金が発生しております。

これは、平成4年に高度化資金の貸付けを行った事業者が事業廃止状態になり、償還未納が生じたものでございます。

過年度分につきましては、令和3年度に1億1,437万円余の不納欠損処分をしたことにより、28億1,280万円余となっております。

続きまして、10ページの3、収入未済額の状況ですが、収入未済は一番右下の合計欄で、件数といたしましては、15の貸付先となっております。

このうち、一番左の分割納付中ですが、合計欄にありますように、8の貸付先、債権額としましては10億7,428万円、その右の生活困窮が1貸付先の2億2,297万円余となっております。

その他ですが、6貸付先で17億6,502万円余となっております、このうちの3つの貸付先につきましては、既に廃業され、主債務者や連帯保証人の資力がなことから、今後、定期的に関係者の調査を行った上で、資力の回復が認められなければ、債権の放棄及び不納欠損の処分の手続を進めたいというふうに考えております。

4の令和3年度の未収金対策ですが、まず、債権回収につきましては、法的解釈や助言を得るため、弁護士へ相談し回収を進めるとともに、弁済のない連帯保証人に対しては、未収金対策基本方針及び貸付先別の処理方針に基づきまして、文書、電話及び面接により催告をしております。

また、新たに未収入先となった貸付先につきましては、債権回収業務を行うサービサーに担保物件の不動産鑑定及び回収可能額の検証を委託するなど、早期の回収に努めています。さらに、所有不動産の贈与等、詐害行為があった場合は、処分禁止の仮処分の措置を取っております。加えまして、令和3年2月議会におきまして、債権放棄の承認を得ました貸付先につきましては、令和3年度に不納欠損処分を行うなど、既存未収金の削減に努めております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

不納欠損についてでございます。

中小企業振興資金特別会計の高度化資金で、回収努力を行ってもなお回収が困難な案件につきまして、令和3年2月議会に債権放棄の議案を提出し、御承認をいただいたものでございます。令和3年度に1億1,437万円余の不納欠損処分をしたものでございます。

商工振興金融課は以上でございます。

○工藤労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

まず、定期監査におきまして指摘事項がございましたので、説明させていただきます。

指摘事項は、職業訓練指導員免許交付の誤りでございます。

事案の概要につきましては、職業訓練指導員免許の交付業務に当たりまして、職業能力開発促進法施行規則に定める免許職種にない免許証を令和2年7月15日に誤って交付したものでございます。

これに伴い、手数料収入証紙2,300円を誤徴収していたため、後日、申請者へ還付を行っております。

原因といたしまして、免許職種のチェックが十分ではなかったことから、申請書に記載されておりました誤った職種名により免許を交付したものでございます。

対応といたしましては、免許職種の確認表を作成し、決裁過程における三重チェックにより、確認体制の強化を行いました。

なお、当該事案につきましては、令和2年度の発生事案でございまして、令和3年度からは改善していましたが、今年度において当該業務の引継ぎが十分ではなく、再発防止の一部が徹底できていなかったものでございます。

今後は、この再発防止策をさらに徹底するとともに、確実に担当業務の引継ぎを行ってまいります。

では、先ほどの説明資料にお戻りいただき

まして、22ページをお願いいたします。

国庫補助金のうち、4段目の訓練事業費補助につきまして、予算現額と収入済額との差が9,105万円余となっております。

これは、職業訓練に要する運営費について、国の内示額が増えたことに伴う国庫補助金の増でございます。

23ページをお願いいたします。

1段目の職業能力開発施設等整備費補助につきましては、予算現額と収入済額との差が2,896万円余となっております。

これは、技術短期大学の照明設備工事改修工事の繰越しに伴う国庫補助金の減でございます。

繰越しについては、後ほど附属資料において説明させていただきます。

次に、最下段の労働費と次のページの24ページ1段目の商工費の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、予算現額と収入済額との差がそれぞれ3億2,747万円余、1億1,998万円余となっております。

これは、各事業実績が見込額を下回ったこと、また、年度内の事業完了が見込めず、繰り越したことによる国庫補助金の減でございます。

次に、上段から4段目の生涯職業能力開発事業等委託金につきましては、予算現額と収入済額との差が1億3,142万円余となっております。

これは、主に離職者訓練の受講者の減少や早期に就職先が決まったことで訓練生が中途退校したため、事業実績が執行見込額を下回ったことによる国庫委託金の減でございます。

26ページをお願いいたします。

諸収入でございます。

延滞金について、994万円余の収入未済がございます。

これは、中小企業従業員住宅事業関連のも

のになります。

27ページをお願いいたします。

雑入でございますが、6万円余の不納欠損がございます。

これは、委託訓練受講経費の返還金になります。

この2件につきましては、後ほど附属資料において説明させていただきます。

続きまして、一般会計の歳出でございます。

不用額の大きいものについて説明いたします。

30ページをお願いいたします。

最上段の職業能力開発校費でございますが、1億4,895万円余の不用額が生じております。

主な理由といたしましては、備考欄の事業のうち、下から2番目の離職者訓練事業において、訓練受講者の減や早期に就職先が決まったことで中途退校したことによる執行残でございます。

31ページをお願いいたします。

失業対策総務費でございますが、2億2,306万円余の不用額が生じております。

主な理由といたしまして、備考欄、事業概要のうち、下から3番目の新型コロナ対応雇用維持奨励金において、申請件数が想定を下回ったことなどによる執行残でございます。

別冊の附属資料の4ページをお願いいたします。

1段目の熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業は、高等技術専門校の建物の再整備及び技能振興センターの設置に要する設計等の経費でございます。

調査、設計に時間を要したことから、繰越しを行ったものです。9月1日現在の進捗状況は44%となっております。

2段目の外国人材受入事業者支援事業は、外国人材が入国する際の水際対策に対応するための経費を補助する経費でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、入国する際の水際対策が継続されたことから、繰越しを行ったものです。9月1日現在の進捗状況は7%となっております。

3段目の高等技術専門校管理運営費は、専門校のトイレ改修に要する経費でございます。

令和3年度2月補正で計上した事業であり、十分な事業期間を確保できなかったことから、繰越しを行ったものでございます。

4段目の技術短期大学学校教育対策事業は、技術短期大学の照明設備改修工事、老朽化した照明設備の更新で、LED化に要する経費でございます。

半導体などの資材の調達が遅れたことから、繰越しを行ったものでございます。

5段目の新型コロナ対応雇用維持・確保支援事業は、コロナ禍における県内の雇用維持、確保をさらに促進するため、人手不足に悩む企業に対し、専門家を無料で派遣し、伴走型支援を行うために要する経費でございます。

こちら、令和3年度2月補正で計上した事業であり、十分な事業期間を確保できなかったことから、繰越しを行ったものでございます。9月1日現在の進捗状況は42%でございます。

6段目の新型コロナ対応再就職支援プログラムは、新型コロナの影響により解雇、雇い止めを余儀なくされた失業者等を人材派遣会社において雇用し、就業に必要な研修を実施した後、県内の人材が不足している分野の企業に派遣し、派遣先企業への就職を促進するために要する経費でございます。

令和3年度2月補正で計上した事業でございまして、十分な事業期間を確保することができなかったことから、繰越しを行ったものでございます。9月1日現在の進捗状況は45%となっております。

引き続きまして、附属資料の11ページをお

願いいたします。

収入未済に関する調べについて説明いたします。

延滞金における収入未済額が994万円余ございますが、これは、中小企業従業員住宅事業の延滞金でございます。

まず、事業の概要でございますが、厚生年金を財源とした融資を利用して、県が企業の従業員住宅を建設し、これを企業に有料で20年間貸し付けた後、その住宅を企業に譲渡するというものでございました。

この事業のうち、1者について使用料の滞納が生じたことから、平成24年12月議会において、住宅の明渡しや未払い貸付料の支払いなどを求める訴えについて県議会の議決をいただき、訴訟による解決を図りました。

12ページをお願いいたします。

これまでの未収金対策について説明いたします。

平成25年3月の判決の結果、貸付料と延滞金が確定いたしました。

平成27年2月には、債務者の連帯保証人の不動産につきまして、強制競売の申立てを行い落札され、貸付料をはじめとする債権の一部に充当しております。

その後、29年の3月には、債務者から債務者所有の土地の任意売買について相談があったため、弁護士等とも相談の上、任意売買に応じることとし、29年4月に約910万円余を回収いたしました。

平成30年度以降、債務者所有の残る不動産の任意売買の状況の把握に努めておりますが、立地条件等の理由から現在のところ買手が見つからず、任意売買が困難な状況が続いております。

強制競売の手続も検討いたしましたが、債務者は、本債権以外にも社会保険料の滞納等による多額の公債権を抱えているため、強制競売を実施した場合、先に公債権が徴収された後、残額が本債権に充てられることから、

時効が到来する令和9年度までは任意売買に努めてもらうこととしております。

現在は、毎月、債務者から電話や面会等による確認を行っております。

今後も、弁護士等と相談しながら、引き続き、未収金の回収に努めてまいります。

14ページをお願いいたします。

雑入として、6万円余の不納欠損が生じております。

この未収金につきましては、平成21年度に高等技術専門校で実施しました自動車運転免許取得の委託訓練におきまして、受講後に訓練受講の要件を満たさない案件が判明したことにより、免許取得経費など10万円余を返還させる必要が生じたものでございます。

平成22年度までに4万円余を返還させたところですが、就職しても短期間で離職を繰り返し、無職の状態が続いていたことから、23年度以降返還が滞りまして、6万円余の収入未済となっております。

分納誓約書を提出させ、催告を行ってまいりましたが、債務者が平成25年5月から生活保護受給者となったこと、また、今後も継続的な就労の見込みが低く、返済資金の確保が難しいことから、平成26年3月17日に徴収停止を決定いたしました。

その後も、福祉事務所等への状況調査を実施していたものの、状況等の変化はございませんで、消滅時効が令和3年12月12日に完成し、不納欠損処分を行ったものでございます。

労働雇用創生課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○辻井産業支援課長 産業支援課の辻井でございます。よろしくをお願いいたします。

お手元の説明資料の32ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、33ページをお願いいたします。

上から3段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして、予算現額と収入済額に2億1,212万円余の差が生じておりますが、これは、ものづくり産業等デジタル化推進事業において、新型コロナ臨時交付金を活用し、令和3年度2月補正で増額した事業であり、年度内の事業完了が見込めず、繰り越したものでございます。

これにつきましては、後ほど附属資料でも御説明させていただきます。

次に、38ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

工鉱業振興費につきまして、5,141万円余の不用額が生じております。

主な要因は、地場企業立地促進費補助におきまして、事業者からの補助申請額が見込みを下回ったことにより生じたものでございます。

なお、翌年度繰越額に2億6,381万円余が生じておりますが、これにつきましても、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

次に、39ページをお願いいたします。

産業技術センター費につきまして、1,505万円余の不用額が生じております。

主な要因は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による技術普及講習会の中止など、活動規模を縮小したことに伴う旅費や事業費、委託費等の執行残でございます。

続きまして、別冊の附属資料を説明させていただきます。

5ページをお願いいたします。

繰越事業でございますが、上から1段目のものづくり産業等デジタル化推進事業につきましては、先ほど歳入で御説明しましたとおり、新型コロナ臨時交付金を活用し、令和3年度2月補正で増額した事業であり、年度内の事業完了が見込めなかったことから繰り越したものでございます。

上から2段目のくまもと半導体産業推進ビジョン策定事業につきましては、令和3年度2月補正で予算化した事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったことから繰り越したものでございます。

産業支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡山エネルギー政策課長 エネルギー政策課です。

説明資料の43ページをお願いします。

一般会計の歳入についてです。

当課におきましては、不納欠損額、収入未済額はありません。

表の最上段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、443万円余の収入増加になっています。

これは、蓄電池普及による防災拠点・再エネ促進事業において、災害に強い脱炭素社会の実現のため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が最大限活用できるようになり、収入が増加したものです。

45ページをお願いします。

一般会計の歳出についてです。

不用額の大きいものについて説明します。

表の上段の工鉱業振興費について、508万円の不用額が生じています。

これは、採石等育成増進事業をはじめ9事業において、事業実績が見込みを下回ったことや経費節減に伴う執行残によるものです。

最後に、当課においては繰越しはありません。

エネルギー政策課は以上です。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございます。

資料の46ページをお願いいたします。

46ページから47ページにかけて、一般会計の歳入を記載しておりますが、不納欠損額及び収入未済額ともにございません。

46ページ中段の諸収入でございますが、予算現額と収入済額について、最下段に2億円の差額が生じております。

これは、企業立地促進資金貸付金回収金につきまして、新規貸付けの実績がなかったことによるものでございます。

続きまして、47ページ中段でございますが、受託事業収入の欄の予算現額と収入済額につきまして、16億2,746万円余の差額が生じております。

これは、企業誘致環境整備事業受託事業におきまして、菊陽町から受託しております公共下水道事業の工事の繰越しに伴う減でございます。

続きまして、歳出でございます。

48ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございますが、工鉱業総務費に9億1,143万円余の不用額が生じております。

主なものとしたしましては、企業立地促進資金融資の新規申請額がなかったこと、また、企業立地促進補助金において、補助金交付申請額が見込額より少なかったことによるものでございます。

次に、特別会計でございます。

49ページでございます。

港湾整備事業特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額ともにございません。

51ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

なお、下段の繰越金でございますが、これは、過去の用地買収収入等の繰越金でございます。

53ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

54ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳出でございます。

一番上の段、商工費に1,202万円余の不用額が生じております。

その主なものは、各工業団地の除草などの管理経費の執行残でございます。

続きまして、繰越事業でございますが、別冊の附属資料6ページをお願いいたします。

先ほどの歳入の項目で御説明いたしました、下水道工事を内容とする企業誘致環境整備事業につきまして、年度内に十分な事業期間を確保できなかったことから繰り越したものでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

県有財産処分でございます。

これは、菊池テクノパーク及びセミコンテクノパーク用地の一部を民間企業に売却したものでございます。

企業立地課は以上でございます。

○山口裕委員長 以上で商工労働部の説明が終わりましたので、質疑に移りたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いしたいと思います。

それでは、質疑はありませんか。

○前川収委員 まず、1ページですけれども、歳入歳出総括表を見れば、歳入においては、収入未済額が30億7,600万と、それから歳出においても、不用額が68億5,900万と、翌年繰越しももっと大きな額になってますが、今ずっと説明を聞けば、この収入未済とか繰越しとか不用というのが出てきている原因の一番大きなものは、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金というものを見込みでまずは申請し、そして実績が上

った分については、繰り越したり、不用になったり、そういう形だろうと思えますけれども、その分についての全体的なスキームというんですかね、コロナ交付金の場合は、非常に使い勝手がよくて、かなり幅広くいろんな事業に使われているというふうに思います。そのことは全く悪くなくて、むしろその交付金を一般の普通にやってきた事業でも振り替えてやることができたというふうに思っていますので、そのことはいいことだと思いますけれども、まず、その不用額とかそういったものが生じている、その中身について、一般論で結構ですので、なぜそうなっていったのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○津川商工政策課長 商工政策課でございます。

一般的といいますか、全体的なお話を主なものとしてさせていただきます。

繰越額について言いますと、平常時、商工労働部は、あまり事業の繰越しというものはございません。ただ、熊本地震であるとか、水害であるとか、そういった災害が発生したことによりまして、平成28年度以降、グループ補助金であるとか、なりわい再建の支援補助金、そういったもののまず繰越しというのがやはりどうしても出てきております。

また、コロナによりまして、特に令和3年度以降、時短要請協力金、こちらのほうがトータルで560億ほど全体で支給をしております。

そういったことから、予算につきましては、少しやはり足りないことがないように確保しておりまして、そういったことで、全体として、520億ほどの繰越額となっております。

内訳をちょっと言いますと、おおよそ豪雨関係で240億ほど、コロナ関係で264億ほど繰越しという形になっております。

続きまして、不用額につきまして、商工労働部では、今回、68億円の不用額が出ております。

この不用額となった主な要因といたしましては、先ほど言いました時短要請協力金が10億円ほど、あと事業継続・再開支援一時金が11億円、あとなりわい再建支援補助金が29億円、これは交付申請が事業費の確定に伴って減ったものということでございます。

主なものとしては、以上でございます。

○前川収委員 想像したとおりでありまして、いわゆるコロナの臨時交付金をいかに有効に使うかということと、それから、申請があった場合に、予算が足りないということにはならないように、しっかり待ち受けの予算を取ってきたということだというふうに思っておりますので、どこまでコロナの交付金のことが続くか、私よく分かりませんが、繰越し等々になっている部分は、やっぱりしっかりと消化していくということについて努めていただきたいと思っております。

そこでありますが、別冊資料7ページ、営業時間短縮要請協力金の返還という事項が出ております。

決算の状況において、これだけ多額の時短要請の協力金をお支払いになったわけですから、これはやっぱり時々はという大変ですけども、この協力金の返還を求めざるを得ない事例が生まれるということだと思いますが、一般的な事例としての話、つまり協力金をもらいながら協力をしなかったのか、もしくは協力対象ではないのに申請があって、申請されて支払われた、そこで返還を求められたのか。いろんな事例があると思っておりますけれども、それらの事例についてお話しいただき、今後の対応についてお話しいただければと思います。

○津川商工政策課長 商工政策課でございま

す。

今回、コロナの時短要請協力金に関しまして、全体で、返納金といたしましては、1,950万円ほど、件数としては、33件ございました。

この中身につきまして、主な返納理由を見てみますと、もともとちょっと期間が長かった場合に、前金という形で少し一時金を支払ったりかしたんですけれども、そういった前金払いや、もしくは本人が意図しなかったかもしれない、意図してたかもしれないけれども、二重申請を行ったというような案件がございました。そういったものにつきましては、支払いの段階では、住所とか代表者の名前とかの関係等もありまして、チェックが漏れたんですけれども、最終的にもう一度支払い後にチェックをした場合に、これは同じ店ではないかということで、そういったことで重複支給が分かったと。

もしくは、ホテルであるとか旅館の場合には、宿泊に関する部分は対象にならないんですけれども、そこを誤解されて出されていたというようなものが、またそれも後でチェックしたときに分かったというようなものが主なものでございまして、返納件数としては33件ということでございます。

そのうち、今回2件、108万円ほどが未納になっておりますけれども、1件は、これは、もともと居酒屋を営まれていた方が、体が悪くて生活保護になられて、生活保護はちょっと関係ないんですけれども、居酒屋の方が、本当は日数的には足りないのに自分としては開けるつもりだったということで申請をされたんですけれども、実際は、ほとんど開いてないということで、対象外ということで返納になったということです。ただ、生活保護のために、ちょっと現在は分納をさせていただいております。

もう一件につきましては、この方は、はっきり言えば対象ではなかったんですけれど

も、出されてまして、支払いをしてしまったと。今納付をしていただくようお願いをしているんですけども、なかなか対応していただけないので、今後は、法的措置も含めて、強制執行も含めて対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○前川収委員 これだけ多額の補助金を出した割には、割と不納になった部分とか償還を求める案件は少ないかなというふうに思っていますが、お願いしたいことは、不平等感というとおかしいんですけども、多額のお金がそれぞれの事業者コロナで入ってますね。入ってるところと入らなかったところの格差が物すごく大きくて、それは何というんですかね、あの人たちはという話にならないようにしてほしい。そのためには、市町村との連携がとても大切かなと思います。

多分、県は、例えば、私の田舎の菊池の店の状態がどうなのかなんていうのは、そう簡単には把握できないだろうと思いますが、地元じゃいろんな話が多分それぞれだと思えますけれども、あっておりますけれども、そこを一々細かく言うつもりはありませんが、やはり地元との連携等々をしながら、不公平感がないように、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

最後に、高度化資金の話で、これも商店街再生のために、いろんな地元の皆さん方が頑張って、高度化資金を借りて、地域の中でいろんな人たちを巻き込みながら、いわゆるショッピングセンター等々の拠点をつくってきたというときに、最近はある程度聞かないけれども、昔大分頑張ってたつくっていただいておりますけれども、なかなかうまくいかなかったという事例があるのかなというふうに思いますが、それは細かく個人の部分を指すわけにはいきませんが、どういう形態で厳しくなったのか。全くやってなかったわけじゃないでしょうから、なかなか集合店舗の難し

さ等々もあって、今は光の森とかなんとか超大手がどんどんと入ってきますから、地場でそれに対抗するというのはなかなか難しいんですけども、その不納欠損が生じている状況を教えていただきたいというふうに思います。

○篠田商工振興金融課長 高度化資金でございますけれども、平成22年からは新しい貸付けを行っておりません。

今回、令和3年度に新たな未収金が1つ出てまいりました。これは、言われるようにショッピングセンターでございますけれども、平成4年度に14億円借りられてスタートしたんですけども、平成27年頃になって事業を休止されました。

ただ、その後、27から5年間、別の業者が賃貸する形でそこに入られましたので、その分今まで少しずつ返してはこられましたけれども、やっぱり大型店の影響があったりとか、その5年間入ってきた別の賃貸のところは、コロナによって、やっぱりもう営業が縮小されて撤退されたということでございまして、その事業組合自体が未収金になったというところでございます。

○前川収委員 時代の流れの中で御商売をなさるって、我々が想像もできないぐらいとても難しいことだと思っております。ましてや、コロナが来るなんて誰も想像ができなかったわけですね。

ただ、高度化資金の性格上、その制度が悪いって言うてるんじゃないかと、性格上、償還期限が長いということとか、償還計画というもの甘さというのはおかしいんですけども、担保がどこまできちとあるのかとか、結構そういうものが見受けられてきたなど。

今は大丈夫だと思いますけれども、そういう気がしておりますので、ぜひ、その点については、これから先は、なかなかそんな理由

はもうないだろうと私も思いますけれども、この種の制度の性格というものについては、しっかりお考えいただきながら、我々の税金を使っているわけですから、不納がないように、そういう心がけてもらえればというふうに思います。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 12ページの商業総務費のところ、実は、このまちなかにぎわい回復支援事業ということをつくっていただいて、商店街に使ってもらおうということ動き出しておりましたけれども、やはりコロナの5波、6波かな、それによって事業が止まっているかと思えます。少し動き始めていると思えますけれども、まずは、この事業自体が、さらに継続してできるのか、この予算で。それと併せて、このコロナによって、もともと様々な事業を今展開されておりますけれども、そのコロナによる影響がどの程度出てきているのか、ざくっとした感じで構わないんですけども、教えていただければと思います。

○篠田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

まちなかにぎわい回復支援事業でございますけれども、まず、令和3年の12月議会で可決をいただきまして、そこで40件やっていただきました。実際は、1億円の予算に対して、半分の5,000万は不用だったんですけども、40件で大体5,000万円使ったということでございます。また、令和3年度の2月議会でございますね。ここで3億3,000万ぐらいの予算をかけていただきまして、今現在ですけれども、92件の申請を受け付けている状況でございます。

また、今第7波はちょっと収束になっておりますけれども、このまちなかの補助金、今

からのクリスマス商戦であるとか、あるいは年始の商戦であるとか、そういったのにも活用いただきたいと思っております、申請期間をずっと延ばした形で、今やらさせていただいているところでございます。

あと、コロナの影響の関係でございますけれども、我々も実際、例えば、商店街がどうなっているかというのは非常に注目しているところでございまして、この令和4年度の6月議会でございまして、この令和4年度の6月議会でございまして、商店街の実態調査という予算を御可決いただきまして、10か所程度、県内各地の商店街を調べるということで、今取組を進めております。今年度中に、コロナの影響がどういうふうになったのかというのが少し分かってくるのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 はい、分かりました。まだ予算残っていると思えますので、この事業は継続してできるような形でやっていただきたいと思えます。

コロナによる影響というのは、恐らくまだこれからも続く可能性があるので、様々な場面で出てくるとは思いますが、それを踏まえた上で、この県経済の活性化というのをやっぱりやっていかなきゃいけないというふうに考えておりますので、その部分に対して様々な手当てをやっぱりやっていただきたいし、いろんな形で商工業から要望が上がってくると思えますので、きちっと対応いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○岩田智子委員 監査結果の指摘事項にもあったんですけども、ちょっとしたミスですね。引継ぎができていなかったりとか、そう

いうものとか、あと、この別冊資料の14ページ、これも受講資格がない状態で受け付けてしまった方がこうなったという、ちょっとしたミスがこういうふうな結果になっていると思うんですけども、すごくやっぱり繰越事業とか、コロナ関係とか、いろんなものでお忙しいと思います。人員というかな、この仕事をする職員さん方が、混乱というか、何か足りない状況なのかなとか、いろいろ心配をしています。その辺はどうでしょうか。

本当に、これはもうちょっとしたミス、もう本当に、この個人のミスだったのか、やっぱり全体的にこういういろいろ忙しくて、その引継ぎとか、そういう状況、それから繰越事業もたくさんある、そういう中だったのか。ちょっと見解というか、お考えを聞かせていただければと思います。

○三輪商工労働部長 非常に応援の御質問ということで、本当ありがとうございます。

ただ、もうこれは御存じのとおり、職員の数というのが、非常に、総務部が管理しておりますが、なかなかこれを増やすとか難しいかなという状況でございます。

そこで、ただ、チェック体制が少ないからできませんでしたというのは、これはもうあってはならないことでございますので、職員の労務管理、今大変各所属長も留意しながらでございますが、こういう不納欠損とかが生じない、また、ミスが生じないように、これはもうしっかりやっていくしかないというふうに認識しております。

今の時間外労働の状況などを見ますと、コロナがちょっと一番、2波、3波とか来たときに比べますと、比較的少なく収まっているということでございますので、ただ、職員のこと、非常に職員の存在は大きゅうございますので、モチベーションを下げたりないように、うまく部内で配置転換したりとか、業務の分担をしたりして何とか乗り越えて、チ

ェック漏れとかがないように努めていきたいというふうに思っております。

○岩田智子委員 全体的な金額にすれば、小さな金額ではあるんですけども、その方のいろんな状況とかも気になりますので、ミスがないように、そして職員の方々がミスしたら、やっぱりあつと思って、またやる気がなくなったりとかならないように、よろしくお願ひします。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○中村亮彦委員 商工振興金融課にお尋ねなんですけど、先ほど、藤川委員の質問の中に、まちなかにぎわい回復がありましたけれども、ちょっとちっちゃい話ですけども、その下のやつですね。商店街活性化支援事業ということで、500万ということになってるんですけども、恐らく数十万のやつが幾つか申請があつてなつとるのかな。ひとつそこを確認したいんです。

○山口裕委員長 何ページですか。

○中村亮彦委員 すみません、12ページです。

○篠田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

商店街活性化支援事業でございますけれども、こちらのほうは2つ事業がありまして、1つは、街路灯とか防犯灯とかを整備するハードの事業、もう一つが、商店街の方が手を挙げていただいて、専門家の方が入っていただいて、自分のところの商店街の課題分析とか、あとそれに対する取組方針を定めて新たな取組をやっていくとかというような事業、2つの事業が入っているところでございま

るとか、あるいは半導体不足の影響が起因しております。

もう少し具体的に申し上げますと、例えば、厨房機器の納入の遅れであるとか、温泉旅館であれば、水をくみ上げるポンプの部材が納入が遅れているとか、いろんな様々な部材の納期が遅れているというのが原因でございます。

以上でございます。

○坂梨剛昭委員 今世界的な不況というか不安定な状況の中で、原油が高くなったりとか、資材と物価とか様々なものが高くなって、当初予定をしていた予算から、2か月後、3か月後、半年後にはもう大きく変わっているような状況で、先ほど、最初に部長からお話あったように、中村委員が言われたように煩雑になって申請が遅れているということも含めて、このなりわい再建支援事業を使おうと思いつつも、実際自分たちが考えてた予算よりも大きくなるとか、そういった心配も今後出てくるんじゃないかなというふうにも思っています。そういった方々にもいろいろ相談しながら、事業継承も含めて支援をしていただきたいというふうにも思うんですが、その件に関して、何かないでしょうか。

○篠田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

なりわい再建支援補助金がちょっと複雑だという話もございましたけれども、私たちもちょうちやく商工団体のところ、地元の商工会議所、商工会、お邪魔したりとか、あるいは市町村にお邪魔したりしまして、いろいろ申請漏れがないかとか、そういうのはずっと見てきてまいりました。

また、金額が高くなるんじゃないかというお話がございましたけれども、今まで、申請が完了している方が、今502件の交付決定を

させていただいておりますけれども、今から、まだ交付申請をされていない方が30件ぐらいおられますので、そういった方々には、いろいろそういった資材の高騰があるかもしれませんが、そういったところできちっと申請をしていただければ、4分の3は補助させていただく、残りの4分の1については、県の制度融資等を使っていただく、利子補給もするという形でやっておりますので、その辺を御利用いただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○坂梨剛昭委員 ぜひしっかりと支援をしていただきたいなと思います。先に申請したほうが得をしたみたいなのが不公平感が出る可能性も十分あるんじゃないかなと。自分はこのくらいだった、自分はこのくらいの金額でできたとか、これだけ様々な物価が高騰している中で、いろんな話も出てくるんじゃないかなと思うので、ぜひしっかりと支援をしていただきたいなと思います。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○堤泰之委員 28ページですね。労働雇用創生課さんにちょっとお尋ねなんですけど、今各企業さんで70歳代まで働いていらっしゃる従業員の方が多いい状況だと思いますが、今後、やはり4～5年で、退職も含めて、現実的に大量にちょっと技術者がいなくなってこれらと思います。

その中で、若い方の就業をやっぱり今後熊本でどう採っていくかと、非常に大きなポイントになってくると思うんですけれども、ここで幾つか施策をされていらっしゃると思いますが、それにおいて、今後のまた方向性というか、含めて予算の消化ですね。

ここでも不用額が出てますけれども、使い

方というのをちょっと見直すというか、改めて若い方々が熊本に残れるような形の施策を取っていくべきじゃないかなと思ひまして、それについての現状と今後の認識をお話しいただければと思います。

○工藤労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

委員からお尋ねのございました若者への就労支援の話でございますけれども、この歳出に関する調べで書いてございます事業メニューでございますが、備考の欄で行きますと、下から3段目の例えば若者の県内就労促進企業支援事業であったり、熊本を「知る」・「会う」プロジェクト事業、こういった事業によって、若者——そのほか、ちょっとここでは分かりづらいんですが、ブライト企業認定制度というのを設けておまして、県内のまだ認知をあまりされてないであろうそういった企業の勤務環境等をきちっと整えて、働きがいのあるような企業について募集して、そういう認定制度を設けております。そういった企業について、高校生であったり、大学生、そういった方々に、県内にはこれだけ魅力のある企業があるんだということをPRしているところです。

そういう形で、現在も、当然、県の若者が県内にとどまって、県内の企業で就労していただくような支援について、私ども積極的に今後も引き続き取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○堤泰之委員 この熊本を「知る」・「会う」プロジェクトというのは、具体的にどんな形になるんですか。

○工藤労働雇用創生課長 これは、県内の主に、例えば先ほど言いましたブライト企業等を中心に、そういった企業の方等に、オンラインとかでの面接会であったり、もしくは直

接会う機会とかを設けて、そういう企業説明会とかを行っていくというもの、そういったものも行っているところです。

○山口裕委員長 よろしいですか。

○堤泰之委員 はい、ありがとうございます。

○南部隼平委員 企業立地課さんにちょっとお尋ねしたいんですけども、ページで言うと48ページですね。

この備考にもありますように、企業立地促進資金融資とか促進補助金の申請額が見込みを下回ったというふうにありますけれども、不用額が9億円余りあるということで、昨年TSMCが進出するということが決まって、非常に今そういった動きがどんどん進んで、企業立地に関しても、いろんなところからお問合せもあるし、今後工業団地等も増やしていくということだったんですけども、ここの不用額として9億円余り出ている。もちろん繰越しも、恐らくそういったのも見越して大きくなっていると思うんですけども、この見方というか、もっと何かそれを使えるんじゃないかなとか思ったんですけども、そういった今後の見通し等も含めて、そのTSMC関連でのそういったことをお聞かせいただければと思います。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございます。

委員お尋ねの立地補助金につきましては、当初、私どものほうで各企業さんのほうに調査しまして、この時期に補助金の申請をしますというようなことを承っておりましたけれども、先ほどもございましたとおり、資材の高騰とか、そういった要因がありまして、翌年度以降に建設関係が延びたこと等によりまして、減額をさせていただいたというような

例が多うございます。

また、委員のおっしゃいましたTSMCにつきましても、ここ最近、半導体関係の企業が、相当私どものほうに御興味いただいて立地いただいておりますので、市町村ですとか、あるいは関係団体と協力しながら、ぜひ熊本に多く集まっていたらいい、人を雇っていただけるような、そんな連携体制を強化してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○南部隼平委員 ありがとうございます。

ぜひ、このチャンスを生かして、また、さらに、恐らく2024年ですかね、工場が建設されまして、また、それ以降も様々フェーズが変わっていく中で、必要とされるいろんな企業であったり、いろんな環境であったりということもありますので、もちろん商工に関しては、しっかり、熊本に行きたいというところがずっと入っていけるように、引き続き支援をお願いします。要望でいいです。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○緒方勇二副委員長 14ページの商工振興金融課にお尋ねします。

なりわい再建のことです。

地震からの災害復旧に伴うなりわい再建とちょっと意味が違うなと思うのが、豪雨災害なんですね。で、治水安全度が上がるまでの相当期間の間になりわいを再建するという、ありがたいこれは事業でした。しかしながら、普通、民間的に考えると、ここで現地建て替えをしますかとか、あるいは新たな設備投資をしますかとか、そういう、はたから見ると、ちょっと違うんじゃないんですかという事例も、私はあると思うんですね。

実際、事業を再開されたところもあるんですけども、本当にありがたい制度です。で、これは公共事業とも絡むんですけども、

宅地かさ上げとか全体のかさ上げもなされてないのに、現地で再建をする、これもまた違うだろうというような事例もあると思うんですよ。

大きな投資を改めてされてるわけですけども、例えば、国が直轄代行をされた河川の真横で15億ぐらいのなりわい再建補助金で事業再開をされた。これはもう雇用を守るために本当にありがたいことです。

しかし、先般の台風14号を見ますと、これまたぎりぎりなんですよ。本当にこんな制度でいいのかな——。その辺で、振興金融課のほうが、これだとバージョンアップしたら駄目ですよとか、例えば宅地かさ上げも該当したのか。いやいや、これは設備の能力が向上するから駄目ですよとか、建物も全体に上げないと、これはこの制度に乗りませんよとか、治水安全度が高まるまでの相当期間があるんですが、常に浸水リスクとか被災のリスクを伴いながらの再開という視点についての、そもそものこの制度設計ですね。

私は、もう二度とこんな浸水災害に遭いたくないので、事業再開を断念しますと言われる方も、この件数の中に不用額の中に相当おられるんじゃないかなと思ったりもするんですが、その辺のことは何かつかんでおられますか。

○篠田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

最初のほうのかさ上げの部分の御質問があったと思います。

かさ上げのところでございますけれども、まだ実際現時点で申請ができていらっしやなかった方が約30件おられまして、その方々がかさ上げの終わった後になりますので、令和5年申請とかあるいは令和6年以降の申請である方もいらっしやるというふうに考えております。そこは、まずは新しい国の資金をきちっともらえるように、きちっと要望して

いきたいというのがまず1つございます。

もう一つ、不用額の話がございました。こちらのほうは、事業をやめたというよりは、実際は、ちょっと予算額として、なりわい、これはR2年度からR4年度の事故繰越の分が多うございます、この29億につきましては。だから、R2年度、概算で少し予算を足らなくなならないように多く議決していただいて、その分に不用が出た分が少しずつ積み重なって175件、今まで、もう400件ぐらいの事業の確定がしておりますけれども、その分につきまして不用額が出てきたものが多いというふうに考えているところでございます。

国のほうの資金のほうは、きちっと要望していかなんと思えますし、今までここはずっと国に御支援していただいてやってきた制度でもございますので、そういう要望があるということは伝えていきたいというふうに考えているところでございます。

○緒方勇二副委員長 本当に制度設計難しいと思うんですけども、一日も早く事業を再開したい気持ちは、ややもすると、そういう気持ちはよく分かります。

しかし、私たちは、河川整備計画等をようやく策定できて、長くかかるわけですよ。その間リスクを伴う。でも、経営者にとって、そういうリスクのないところに移転する方もおられるわけですよ、そういう判断をされる方も。

私は、誘導的施策として、やっぱりそういう工業団地とか、そういういぎないの部分が要るんじゃないかなって思ってたんですね。町なかのにぎわいは町なかのにぎわいで、飲食店とかそういう形ですればいいんですけども、それにとてやっぱりリスクを伴うわけで、本当に長い戦いの日々が続くので、しっかり制度設計も含めお支えいただくように、よろしく願います。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 1点、私のほうから発言させてもらってよろしいでしょうか。

熊本県の大部分を占める中小企業を支援していただく部署である商工労働部、本当にいろんな形で商工団体等の御意見等も踏まえて動いてらっしゃるんじゃないかと表すところです。

その上で御指摘をさせていただきたいのは、我々も中小企業の振興の重要性を鑑みまして、条例を策定しております。

実は、国の改正のときに、ちょうど委員長を務めさせていただいて、改正作業に携わりました。その上で、コロナの影響等々あって、皆さん御多忙だったと思いますけれども、今年度、昨年度の中小企業振興基本条例に基づく報告というのが、今年につくられないんじゃないかなというふうに私は感じております。机の上に配ってありませんでしたし、私は見つけることができませんでした。

そういった意味では、お忙しいとは思いますが、しっかり我々も条例に魂を込めた身として、現在の商工政策をつぶさに知る必要はあると思っておりますので、今後どうぞよろしく願います。

○津川商工政策課長 条例を所管しております商工政策課でございます。

基本条例につきましては、御報告はさせていただいたところでございまして……。

○山口裕委員長 そうですか。

○津川商工政策課長 はい。すみません。もしかしたら先生の席の上にお配りしてない可能性もあったかと思えます。後でまたお持ちいたします。すみません。

○山口裕委員長 はい、分かりました。

なければ、これで商工労働部に係る審査を終了します。

ここで、説明員入替えのため、11時30分まで休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時28分開議

○山口裕委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは、これより観光戦略部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるため、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、観光戦略部長から決算概要の説明を行っていただき、続いて、担当課長から順次資料の説明をお願いします。

初めに、原山観光戦略部長。

○原山観光戦略部長 観光戦略部長の原山でございます。

令和3年度決算の概要について御説明申し上げます。

説明資料の1ページ、令和3年度歳入歳出決算総括表をお開きください。

まず、歳入につきましては、収入済額が65億2,600万円余となっております。

次に、歳出につきましては、右側の列ですが、支出済額が98億5,600万円余、翌年度繰越額が133億4,500万円余、不用額が3億4,100万円余となっております。

このうち、翌年度繰越額については、主に「G o T o トラベル事業」（くまもと版）、それから飲食店認証取得促進事業、被災地域産業再興支援事業などに係るものでございます。

それから、不用額につきましては、主に宿

泊事業者による感染防止対策等支援事業、産業展示場災害復旧事業、九州新幹線全線開業10周年キャンペーン、熊本地震震災ミュージアム中核拠点整備事業等の執行残などがございます。

以上が観光戦略部の決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山口裕委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○久原観光交流政策課長 観光交流政策課でございます。よろしくお願いたします。

まず、観光戦略部での定期監査での指摘事項はありません。

次に、観光交流政策課の決算説明でございます。

お手元の説明資料2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

一番下の段の総務費国庫補助金の地方創生推進交付金について、予算現額と収入済額との差が3,840万円余となっておりますが、これは、熊本地震震災ミュージアム具体化推進事業及び同中核拠点整備事業において、事業実績が執行見込額を下回ったことによる交付確定額の減と令和4年度への財源の繰越しによるものでございます。

次に、3ページ1行目の地方創生拠点整備交付金について4億6,432万円余、商工費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、13億5,927万円余の予算現額と収入済額の差となっておりますが、これは、それぞれ震災ミュージアム中核拠点整備事業及び飲食店認証取得促進事業において、令和4年度への財源繰越しを行っ

たことによるものでございます。

おめくりいただきまして、5ページをお願いいたします。

一般会計の歳出について、主なものを説明いたします。

下段太字の諸費について、1,611万円の不用額が生じております。

主な理由としましては、備考欄中ほどにあります旅券発給事務費において、パスポートの申請数減少等に伴う執行残、また、多文化共生支援事業について、相談員が対応可能な言語の相談が多く、多言語コールセンターの利用料が見込みを下回ったことなどによる執行残でございます。

おめくりいただきまして、6ページをお願いいたします。

中段太字の防災総務費について、1,753万円余の不用額が生じております。

これは、熊本地震震災ミュージアムの具体化推進事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により、ほかの自治体への事業の広報や語り部研修が実施できなかったことによる執行残、また、同中核拠点整備事業において、体験・展示施設の建築実施設計や整備用地の測量業務に係る入札残でございます。

次に、7ページ、観光費について、1,440万円余の不用額が発生しております。

これは、備考欄中ほどのコンテンツを活用した活力創造推進事業などにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の事業や調査などが実施できなかったことによる執行残でございます。

続きまして、別冊附属資料の1ページをお願いいたします。

令和3年度繰越事業調べの明許繰越しについて御説明いたします。

1行目の『ONE PIECE』連携復興応援事業については、漫画『ONE PIECE』の麦わらの一味の像と連携した周遊プロモーションなどの事業でございます。

令和3年度12月補正で増額をお願いしましたジンベエ像の製作に係る経費であり、製作に7か月ほど要したために繰り越しております。

次に、熊本地震震災ミュージアム中核拠点整備事業については、国からの補助金が令和3年度末に交付決定をされたことによる繰越してございます。

次に、飲食店認証取得促進事業については、飲食店の感染防止対策を徹底する事業でございますが、これも令和3年度2月補正で国の交付金により増額した事業であり、繰越しを行っております。

観光交流政策課については、以上でございます。

○川寄観光企画課長 観光企画課でございます。

お手元の説明資料の8ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございませんので、予算現額と収入済額との比較について御説明をさせていただきます。

9ページ3段目の地方創生推進交付金については、2,071万円余となっております。

事業実施に伴う交付額の確定減と一部事業の繰越しによるものでございます。

続いて、10ページ1段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてです。1億7,865万円余の差が生じています。

これは、部長説明冒頭にありました被災地域産業再興支援事業、令和2年7月豪雨被災地を支援する取組ですが、一部の事業の繰越しと執行残によるものでございます。

2段目、観光振興事業費補助について、234万円余の差となっておりますが、これは事業の繰越しによるものでございます。

続いて、3段目、訪日外国人旅行者周遊促

進事業費補助について、4,521万円余の差となっております。

これは、宿泊事業者による感染防止対策などを支援する事業ですが、事業者からの補助金申請が見込みより少なかったことにより、交付額の確定減によるものでございます。

続きまして、11ページ4段目、諸収入、雑入についてです。

予算現額と収入済額との差が、1,774万円余となっております。

これは、東京2020聖火リレー熊本県実行委員会負担金の清算に伴う県への返納でございます。清算額を雑入として収入をしております。

次に、12ページをお願いいたします。

一般会計の歳出について、主なものを御説明いたします。

観光費ですが、1億2,846万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、事業の概要1ポツ目ですね。観光標識整備事業における工事請負費や下から2ポツ目の宿泊事業者による感染防止対策等支援事業の執行残によるものでございます。

続きまして、別冊附属資料の2ページをお願いいたします。

令和3年度繰越事業調べの明許繰越しになります。

1段目、野外コンサート施設運営事業、この事業は、アスペクタの施設内の緊急電気設備の工事を実施したものです。

また、3段目、被災地域産業再興支援事業、この事業は、令和2年7月豪雨により被災した地域の観光復興のための事業ですが、いずれも令和3年度2月補正で増額をお願いした事業になります。施行期間を十分に確保できなかったため、繰越しをお願いしております。

また、MICE等誘致促進事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により繰越しをさ

せていただき、スマート観光提案型システム構築事業、先進的なサイクリング環境整備事業も、事業実施に時間を要したため、繰越しをお願いしております。

続きまして、3ページの事故繰越しをお願いいたします。

令和2年7月豪雨により被災した地域の観光復興のための事業、被災地域産業再興支援事業ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していたイベントなどの開催を延期したため、7,302万円余の繰越しをお願いしております。

観光企画課については、以上でございます。よろしく願いいたします。

○石井観光振興課長 観光振興課長の石井でございます。よろしく申し上げます。

お手元の説明資料の13ページをお願いいたします。

一般会計の歳入ですが、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、14ページをお願いいたします。

上段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、予算現額と収入済額との差が1億100万円余となっております。

これは、備考欄1段目、県内宿泊応援キャンペーン第2弾及び5段目、九州新幹線全線開業10周年キャンペーンについて、新型コロナウイルス感染症の影響による事業停止等に伴う交付確定額の減と、2段目、くまもと再発見プロジェクトと4段目、修学旅行おもてなし支援事業の令和4年度への財源繰越しによるものでございます。

次に、下段太字の訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助について、予算現額と収入済額との差が118億7,200万円余となっております。

これは、備考欄1段目、「くまもと再発見の旅」事業について、新型コロナウイルス感染症の影響による事業停止に伴う交付確定額の減と、2段目、「くまもと再発見の旅」（追

加分)、3段目、「G o T o トラベル事業」(くまもと版)の令和4年度への財源繰越しによるものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

一般会計の歳出ですが、主なものを説明します。

観光費ですが、不用額の欄、5,284万円余の不用額が生じています。

主な理由としましては、備考欄下から2段目、県内宿泊応援キャンペーン(第2弾)及びその下、九州新幹線全線開業10周年キャンペーンについて、新型コロナウイルス感染症の影響により予定していた事業ができなかったために発生した執行残でございます。

続きまして、別冊附属資料の4ページをお願いいたします。

令和3年度繰越事業調べの明許繰越しについてです。

「くまもと再発見の旅」(追加分)、「G o T o トラベル事業」(くまもと版)、くまもと再発見プロジェクト、修学旅行おもてなし支援事業について、いずれも2月補正予算で増額等をした事業で、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため、繰り越したものでございます。

観光振興課については、以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○前田販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課の前田でございます。よろしく申し上げます。

販路拡大ビジネス課の決算状況について説明します。

説明資料の17ページをお願いします。

まず、一般会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

おめくりいただきまして、18ページをお願いいたします。

上から4段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして、予算

現額と収入済額との差、2,000万円余となっております。

これは、事業実績が執行見込みを下回ったことに伴う国庫補助金の交付確定減によるものです。

続きまして、歳出でございます。

20ページをお願いします。

農業総務費につきまして、1,340万円余の不用額が生じております。

主な理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、県産農林水産物等輸出推進総合支援事業や海外輸出拡大対策事業における海外でのフェアや商談会などの事業中止等に伴い、旅費や補助金に執行残が出たものでございます。

21ページをお願いします。

商業総務費につきまして、3,260万円余の不用額が生じております。

主な理由といたしましては、上から5ポツ目の県産品販路回復支援事業は、事業実績が見込みを下回ったこと、また、下から2ポツ目の球磨焼酎リブランディング事業におきましては、コロナ禍で、展示会、商談会、イベントなどが中止になったため、委託料や補助金に執行残が出たものでございます。

1ページめくっていただきまして、22ページをお願いいたします。

下段の商工施設災害復旧費におきまして、4,950万円余の不用額が生じております。

主な理由といたしましては、産業展示場災害復旧事業の入札に伴う執行残でございます。

販路拡大ビジネス課は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○山口裕委員長 以上で観光戦略部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○前川収委員 観光企画課の10ページ最下段、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助ということで、まずは、全体的にはコロナで人が移動しにくい、集みにくいという状況の中です。事業はなかなかやりにくいということだと思いますから、そういう意味では、予算現額との差が出るのはやむを得ないというふうに思いますし、不納欠損が出て、収入未済が出てしまうということもよく分かりますが、宿泊事業者による感染防止対策等の支援事業で、これって何か待ち受け予算で感染防止対策をやる、何か設備とかそういうものをやるための事業かなと、私、見ながら思っております。これは別にお客さんが来なくても今のうちにやっつけという話の中で需要があるんじゃないかなと思いましたが、それでも予算現額との差が4,500万ということで、少し大きいなということが気になっておりました。

あわせて、12ページ、同じ観光企画課がありますが、観光費の中のポツの下から2番目、宿泊事業者による感染防止対策等支援事業というものにも予算が組んでありますけれども、なかなか利用が少ないということかなと思って、何となくこの2つの部分を見ると、観光事業者、特にとりわけ宿泊事業者が、こういった対策をやるための予算について、手を出しにくい、出せなかったということなのかなというふうに思っていますが、実態はいかがでしょうか。

○川寄観光企画課長 観光企画課でございます。

まず、歳入の訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助、これは国からの補助金のメニューで、訪日外国人旅行者周遊促進事業費という国からのメニューを財源として、宿泊事業者による感染防止対策等支援事業を熊本県のほ

うで実施させていただいております。

委員御指摘のとおり、宿泊事業者による感染防止対策やポストコロナも見据えた前向きな投資に対して、県のほうで支援を行うというような事業になっております。負担割合を、県から補助金として4分の3、それから宿泊事業者さんからの自分の持ち出しが4分の1という形で制度設計させていただきまして、収容人数に応じて、最大750万円を助成するというような制度になっております。

補助の実績ですけれども、大体県内で私たちが対象としているところ1,000施設ぐらいを見込んで御案内を差し上げました。その中で、補助実績として、補助を御利用いただいた施設さんが666件ございます。いろいろ話を聞いてみますと、やはりコロナで経営がやっぱり悪化している事業者さんたちもいらっしゃるって、その4分の1の自分ところの手出しというのが、なかなかこう負担になるという御意見もいただいております。一方で、ちょっと先行投資という形で理解していただいて、ある程度規模の大きい宿泊施設所さんたちは、前向き投資という形でいろんな事業に取り組んでいただいているというのが実情でございます。

○前川収委員 12ページは。

○川寄観光企画課長 失礼しました。12ページのその歳出が、今の宿泊事業者による感染防止対策等支援事業が、10ページの訪日外国人旅行者周遊促進事業費を使って、歳出事業として事業を実施したものでございます。

○前川収委員 内容は、今の内容ですか。

○川寄観光企画課長 はい。

○前川収委員 訪日外国人のためのという話で予算は入っているけれども、一般的な宿泊

事業者による感染防止対策に使ったと、その中で、これだけ66%が使っていたら、それ以外の方は使っていただけなかったという話ですね。分かりました。

かなり痛んでらっしゃるなというのが正直なところでありまして、さっき商工のほうで時短補助金みたいなやつが話があって、それはかなりたくさんお金は取ってらっしゃるけれども、宿泊事業者に対する補助金はほとんどなかったみたいな感じが、ゼロじゃなかったかもしれないけれども、感じてまして、かなり痛んでるんじゃないかなという気持ちがいたしております。

いよいよウィズコロナという形の中で、新しくくまもと再発見の旅、県内版GOTトラベル、それから全体的な国のGOTトラベルも再開していったという状況になるわけですが、今の旅館の稼働率というとおかしいんですけども、そういった状況で、今から需要がばっと増えたんだけれども、ちゃんと従前、コロナ以前の稼働率とあまり変わらないぐらいの稼働率があるのかどうか、これはちょっと外れますので申し訳ないんですけども、気になるので、分かればお願いします。

○川寄観光企画課長 観光企画課でございます。

宿泊施設の稼働状況については、毎月、県のほうで主要な39施設に御協力いただいて、新型コロナウイルスの影響調査、新型コロナウイルスが開始された後、どれぐらい影響が出たかという調査を実施しております。

9月の実績でいけば、まず7月はコロナ前の7月と比べてマイナス19%、それから8月でマイナス35%、9月がマイナス24%というような見込みをいただいております。

8月、9月はちょっと見込みになっておりますけれども、マイナス35%ということで、宿泊施設さんたちとちょっといろいろヒアリ

ングをしたところ、コロナ前の8月というのが、スポーツ大会とか合宿とかで、過去にないぐらい県内の宿泊施設に非常にお泊まりいただいていたという何か特異な年だったということで、8月は例年、コロナ前の35%という、ちょっと数字だけ見ると、一見下がっているんですけども、そういう状況です。宿泊支援事業もありますので、おおむね回復傾向にあると、非常にありがたいという声を宿泊施設さんたちからはいただいているという状況です。

○前川収委員 主要30幾つのデータを持ってらっしゃるかもしれませんが、私は、コロナによって、コロナ以前で仕事なさってたところが、もう辞めちゃったということで、昔のキャパがもうなくなってるんじゃないか。というのは、さっきの事業費を見ても、使っていない方がかなりいらっしゃる。33%、3分の1の方は使っていないわけですから、そういう人たちが、ちゃんと再稼働という言い方はおかしいけれども、宿泊施設としての営業はちゃんとやってらっしゃるのかどうかというのがちょっと心配だったんですけども、それは分かりますか。

○川寄観光企画課長 約1,000件の中には、いわゆる民泊的なところから個人事業主でちょっとしたイベント民泊的なところ、事業者さんとか、部屋をワンルームで貸し出すとか、そういった事業者さんも含めてになります。熊本県の生活衛生同業組合の旅館ホテル生活衛生同業組合の数でいきますと、約500件近くの方が会員として登録されておりますので、少なくともその500件近くの方々に対しては、その支援が行き届いているのではないかなというふうに考えております。

○前川収委員 まあいいか。ちょっと違うもん、あなたの答えは。コロナ前と今と変わっ

てないんですかと、宿泊の能力がですよ。そこを聞いたかったんです。

○川寄観光企画課長 失礼しました。宿泊の倒産件数なんかを見ますと、大きいホテルで大きい負債を負ってというのはあまりありませんので、実態として、廃業届は、これは薬務衛生課のほうに旅館衛生の届出がありますけれども、そちらのほうの数字と照らし合わせることによって分かってくると思うんですけれども、実感としては、いろんな観光協会との意見交換を通じた中では、大きく変化はしていないというふうには理解しております。

○前川収委員 はい、分かりました。

聞きたかったのは、コロナがあって大変厳しい環境にある旅館業者の皆さん方が、ちゃんと今までの政策の中でしっかり継続できてきたのかなということを確認したかったということが一つであります。そのために予算もメニューも用意されたわけにありますから、その効果を聞いたかったということです。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○岩田智子委員 16ページです。

教育旅行誘致推進事業等で2,499万使ってらっしゃいますけれども、令和3年度、修学旅行等も、すごくやっぱり令和2年に比べると少し動き出したかなと思うんですけれども、第7波は、もうやっぱり大きなところで、少なかったと思うんですが、この辺の状況をちょっと言ってください。

○石井観光振興課長 観光振興課でございます。

今委員おっしゃったように、修学旅行については、コロナの影響を受けている部分もあります。ただ、一方で、熊本の場合、熊本地

震後に、それまで10万人あった修学旅行の宿泊が下がって、3万人程度まで落ち込んだときがあるんですけども、コロナで逆に遠くの県に行けなくなったとかという部分もございまして、令和3年度は、7万人泊まで回復しております。

この傾向は、今年度も引き続いてまして、若干昨年度を上回るような形で、今年も7万人泊は確保している状況でございます。

以上です。

○岩田智子委員 熊本は、やっぱりいろんな災害を経て、復興を成し遂げる今途中なんですけれども、そういう面でも、やっぱり子供たちの学習、防災とかそういう面での学習には、すごくやっぱりいい地域だと思ったり、今県内でそうやって動いているような修学旅行も、これから県外からの学生たちも呼び込めるように、本当に整備を、いろんな取組をしていただきたいなと思っています。

これは要望です。よろしく申し上げます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 いいですか、1点だけ。

この歳入、歳出にはちょっと異なる話になりますけれども、実は、観光戦略部というのでできて、それで動いているわけなんですけれども、この中に、観光交流政策課の中に農業総務費が出てきたり、あるいはその下に商業費が出てきたり、それ以外にも、後ろのほうで、販路拡大ビジネス課の中で、商業費が出たり、農林水産業費が出たりしてきてます。これは、非常に外から見たら分かりづらいので、逆に言うと、その項目自体を観光戦略部に合うような形のネーミングの項目に変えてもらったほうが、より分かりやすいし、ストレートに伝わるんじゃないかなというふうに思っておりますので、これは再度、中で検討していただければと思います。

これは、要望で構いませんので、何か考えがあれば教えていただきたいんですけれども。

○原山観光戦略部長 観光戦略部でございます。

観光戦略部できますときに、例えば、輸出の部分で農林水産部から持ってきたりとか、業務的にちょっと寄せ集めた部分がございますので、今こういうふうになっておりますので、今の御指摘も踏まえまして、予算上ちょっと整理がうまくできないか検討させていただきたいと思っております。

○藤川隆夫委員 分かりました。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、これで観光戦略部の審査を終了します。

これより、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後0時58分開議

○山口裕委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより農水水産部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思っております。

なお、執行部からの説明は効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、農林水産部長から決算概要の総括説明を行っていただき、引き続き、担当課長から順次資料の説明をお願いします。

初めに、竹内農林水産部長。

○竹内農林水産部長 本日は、よろしくお願ひ申し上げます。

令和3年度決算の御説明に先立ちまして、

前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上、改善または検討を要する事項等のうち、農林水産部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

「未収金対策について、コロナ禍の影響による未収金の増加とそれに伴う回収の労力の増加が懸念されるが、公平性の観点から、引き続き、適正な債権管理と徴収対策に努めること。」との御指摘でした。

農林水産部では、未収金対策連絡会議を設置し、未収金の状況、催告の早期着手、財産調査の実施など、各課の取組事例及び課題等の情報共有を図り、農林水産部全体で未収金対策に取り組んでおります。

滞納初期におきましては、催告の強化、納入計画の指導や分納計画書の徴収等、早期に対策を講じております。

長期にわたって回収困難となっている未収金につきましては、債務者の状況に応じて交渉により回収するもの、法的措置を行うもの等、対応を区分し、実効性のある回収を行っております。

さらに、令和2年度に補助金返還金の未収金が生じたことにより、未収金総額が増加したことを踏まえ、未収金を発生させない取組として、補助金交付要項の見直しを行っております。

今後、適正な債権管理と徴収対策に努めてまいります。

続きまして、農林水産部における一般会計、特別会計の令和3年度決算の概要について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料の1ページ、令和3年度歳入歳出決算総括表をお願いいたします。

まず、歳入につきましては、一般会計と2つの特別会計を合わせまして、収入済額は、566億7,900万円余です。不納欠損額は、5万5,000円で、公用車の損害賠償金で時効完成によるものです。なお、収入未済額は、2億

2,800万円余で、補助金返還金や行政代執行費用等でございます。

次に、歳出につきましては、支出済額は、802億8,000万円余、翌年度繰越額は、507億4,000万円余で、工事資材の調達や建設関係技能者の確保が困難となるなど、やむを得ず繰り越したものです。

また、不用額は、147億3,300万円余で、令和2年7月豪雨関連事業の付け替え、年度計画変更によるものです。

以上が、農林水産部の決算の概要でございます。

詳細につきましては、この後、各課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山口裕委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○徳永農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

説明に入ります前に、初めに、定期監査についてでございますが、農林水産部に关しましては、指摘事項はありませんでした。

それでは、説明資料の2ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

予算現額と収入済額との差が大きいものにつきましては、2段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が主なものです。

これは、農業公園における新型コロナウイルス感染症対策事業の翌年度への繰越しによるものです。

続きまして、歳出について説明いたします。

3ページをお願いします。

一番下の段、農業総務費について、不用額2,100万円余を計上しておりますが、主に入

札に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料の1ページをお願いします。

今年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

農業公園新型コロナウイルス感染症対策事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により製品の納期が延長され不測の日数を要し、やむを得ず繰り越したのですが、既に完了しております。

農林水産政策課は以上でございます。

○加藤団体支援課長 団体支援課でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額はございません。

7ページをお願いいたします。

最上段の農業改良資金貸付金回収金及び最下段の貸付金延滞違約金に収入未済額がございますが、林業改善資金及び沿岸漁業改善資金と併せて、後ほど附属資料で説明いたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

最下段の農業金融対策費ですが、これは農業関係の各種制度資金に係る経費でございます。

不用額5,795万円余につきましては、貸付金の資金需要が見込みを下回ったことなどによる執行残でございます。

13ページをお願いいたします。

林業改善資金特別会計でございます。

まず、歳入についてですが、不納欠損額はございません。

14ページをお願いいたします。

歳出についてですが、上から2段目の林業・木材産業改善資金助成金は、林業及び木材産業での経営改善等への取組に対する無利

子の貸付資金でございます。

不用額8,554万円余につきましては、資金需要額が見込額を下回ったことによるものでございます。

次に、下のページ、沿岸漁業改善資金特別会計でございます。

まず、歳入についてですが、不納欠損額はございません。

16ページをお願いいたします。

歳出についてですが、沿岸漁業改善資金助成金は、漁業経営の近代化に必要な資金を無利子で貸し付けるものでございます。

不用額8,105万円余につきましては、資金需要額が見込額を下回ったことによるものでございます。

続きまして、附属資料の2ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

収入保険加入緊急支援事業及び熊本県アサリ等金融対策資金につきましては、令和3年度2月補正予算で成立した予算を繰り越したものです。

162ページをお願いいたします。

団体支援課の収入未済の状況について説明いたします。

まず、上段の表一般会計ですが、農業改良資金貸付金回収金と次の貸付金延滞違約金に、右から4列目の収入未済額は、それぞれ1,788万円余、566万円余があり、借入者の経営不振等による収入未済となっております。このうち本年9月末までに、37万円余を回収しております。

中段の林業改善資金特別会計につきましては、令和元年度までに林業・木材産業改善資金の元金償還が完了したことに伴う延滞違約金2,236万円余が収入未済となっております。本年9月末までに、12万円を回収しております。

下段の沿岸漁業改善資金特別会計につつま

しては、元金731万円、延滞違約金343万円余が収入未済となっております。本年9月末までに、95万円余を回収しております。

次に、下のページの上段の表は、収入未済額の過去3年間の推移となります。

1段目、2段目の農業改良資金の元金と違約金の合計額は、前年度から104万円余減少しております。

4段目の漁協金融円滑化貸付金につきましては、延滞違約金について毎年37万円余を分納中で、本年度完済の見込みです。

6段目の林業・木材産業改善資金の違約金は、前年度から29万円減少しております。

7段目、8段目の沿岸漁業改善資金の過年度分の元金と違約金の合計額は、前年度から113万円余減少しております。

団体支援課の過年度分の収入未済額は、285万円余の減となります。

下段の収入未済額の状況ですが、延滞者の数は、分割納付中の下段合計欄のとおり16名で、いずれも分納により納付いただいております。

164ページをお願いいたします。

未収金対策についてですが、全ての貸付金において分納計画どおりに確実に納付されるよう、管理台帳による償還状況の点検、把握のほか、面談や電話等による催告につきましては、債務者に加え、連帯保証人に対しても徹底しております。

また、新たな未収金の発生を防止するため、期限内償還の呼びかけや延滞発生後の速やかな督促のほか、農協、漁協、森林組合を通じて経営状況等を把握しながら催告を行っているところです。

未収金の回収につきましては、引き続き、関係機関と連携を図り、確実な償還に努めてまいります。

団体支援課は以上でございます。

○藤由流通アグリビジネス課長 流通アグリ

ビジネス課でございます。

説明資料のほうの17ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額はございません。

予算現額と収入済額との差が大きいものにつきまして、一つ御説明させていただきます。

同ページ最下段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、予算現額と実際の収入済額の差が500万余ございます。

これは、生産者のECサイト、ネット販売送料の支援につきまして、3,000万円程度の見込みに対しまして、実績が2,500万円余であったための交付金収入の減などによるものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

2段目の諸収入、雑入に収入未済額としまして5,300万円余を計上させていただいておりますが、これは、後ほど附属資料で御説明いたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

下の19ページを御覧願います。

2段目の農業総務費につきまして、不用額は3,500万円余を計上しておりますが、主に計画変更、事業量の減少に伴う執行残でございます。

次に、20ページをお願いいたします。

2段目の農業改良普及費について、不用額は600万円余を計上しておりますが、主に計画変更や事業量の減少等に伴う執行残でございます。

別冊、附属資料の165ページをお願いいたします。

収入未済額の状況につきまして御説明いたします。

番号1番の歳入決算の状況を御覧ください。

表の中ほどの収入未済額欄の5,335万5,000円、こちらが備考欄に記載のとおり、補助金返還を命じましたが全額返済に至っていない分でございます。

2番の収入未済額の過去3か年の推移の表、未収金の種類にありますとおり、地域未来投資促進事業補助金におきまして、令和2年度に支援を行いました水産加工施設整備に関する補助金返還事案となっております。

未収金の対策に関しましては、4番目の令和3年度の未収金対策にありますとおり、補助金交付決定時の用途と異なる支出など、補助の条件に反したことから、令和3年3月26日付で7,835万5,000円の補助金交付決定を取り消しまして、事業者に対して全額の返還を求めたものでございます。

交付決定の取消しの後、1つ目のポツにございますが、直ちに返還金の一部2,500万円は回収いたしました。残額分の5,335万5,000円につきまして、事業者は再三の催告、督促にも応じず、同社提出の返還計画も履行されなかったため、令和3年8月27日に知事の専決処分と、続きます9月議会での御承認をいただきまして、民事訴訟法に基づく訴えの提起を行いました。

この結果、令和4年3月5日に、県側が全面勝訴の判決が確定いたしまして、債務名義を取得いたしましたので、①任意調査に基づく債権差押手続を開始したところでございます。

参考までに、令和4年度の対策状況につきまして御説明いたします。

まず、①任意調査に基づく債権差押手続によりまして判明しました複数の預金口座から、令和4年5月26日に、合計9,787円の差押えを実施いたしました。

次に、令和4年7月4日に、事業者本人への財産開示手続申立てを行いました。9月13日の開示期日に本人が裁判所に出頭せず、新たな財産情報は得られませんでした。

そこで、今後はとありますが、現在、この手続の後に実施可能となります。法務局等第三者からの裁判所を通じた情報取得手続の準備を進めているところでございまして、財産を確認次第、差押えを実施する予定でございまして、取り得る手段を全て講じながら、債権回収に向けた対応を進めてまいりたいと思っております。

流通アグリビジネス課は以上でございまして、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○高野農業技術課長 農業技術課でございまして。

21ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、収入未済額はございません。

24ページの最下段の雑入に不納欠損額がございまして、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

歳入について、予算現額と収入済額との差が大きいものについて御説明いたします。

再度、21ページをお願いします。

6段目の国庫支出金につきまして、3億4,100万円余の減額となっております。

これは、次の22ページ2段目の農業改良普及事業費補助、6段目のみどりの食料システム戦略緊急対策交付金、7段目の消費・安全対策推進交付金、最下段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が主なものでして、繰越しに伴う減、事業量の減や国の内示減によるものです。

23ページ6段目の農畜産物売払収入につきまして、3,400万円余の増額となっております。

これは、農業研究センターにおける生産物売払収入で、農畜産物の収量増によるものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。

25ページをお願いします。

最下段の農業改良普及費ですが、これは普及職員の人件費や活動費などです。

不用額1億1,500万円余を計上しておりますが、主に計画変更及び事業量の減に伴う執行残です。

次の26ページ2段目の農作物対策費ですが、これは、主に環境保全型農業の推進に要する経費です。

不用額1,700万円余を計上しておりますが、主に計画変更及び事業量の減に伴う執行残です。

最下段の植物防疫費ですが、これは主に病害虫発生予察等に要する経費です。

不用額7,900万円余を計上しておりますが、これは、国の内示減によるものです。

次の27ページ1段目の農業研究センター費ですが、これは、農業研究センターの管理及び農業部門に係る職員の人件費や研究費です。

不用額2,100万円余を計上しておりますが、主に人件費の執行残です。

続きまして、附属資料のほうをお願いします。

3ページをお願いします。

今年度繰越しとなった事業について御説明いたします。

1段目のスマート農業技術導入支援事業、2段目の熊本型みどりの食料システム戦略推進事業について、国の経済対策に伴い2月補正で成立した予算であり、年度内の事業実施が見込めなかったことから繰り越したものです。現在、年度内の事業完了に向けて取り組んでいるところです。

3段目から6段目までは、農業研究センター関連の施設整備や改修工事ですが、資機材の調達に不測の日数を要したため、やむを得ず繰り越したものです。

3段目については、既に工事は完了し、4段目から6段目の工事についても、年度内に

完了予定です。

169ページをお願いします。

不納欠損の状況につきまして、1件5万5,000円となっております。

平成28年11月に発生した公用車と一般車の交通事故に伴う損害賠償金について、債務者への催告及び財産調査、親族との面談など必要な対策を行いましたが、債務者には資産がなく、無職で生活保護を受給していることもあり、返済の見込みが立たないまま、昨年3月に時効期間が満了しました。

その後、債務者から時効援用申立書が県に提出され、時効の完成により債権が消滅したことから、昨年7月に不納欠損処分を行ったものです。

農業技術課は以上です。

○池田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

説明資料の28ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにございませぬ。

予算現額と収入済額との差額が大きいものについて説明いたします。

2段目の国庫支出金、国庫補助金につきましては30億円余の減額となっておりますが、差額の大きいものが3つございます。

まず、下から2段目の国産農産物生産・供給体制強化対策費補助でございますが、備考欄のとおり、国産農畜産物供給力強靱化対策事業や産地パワーアップ事業費補助金の入札や翌年度の繰越し等に伴う減でございます。

最下段の国産農産物体制強化対策事業費補助につきましては、麦、大豆等水田農業生産体制強化事業の事業量の減及び翌年度への繰越しに伴う減でございます。

29ページをお願いします。

下から2段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス事業者支援緊急対策事業等の事業量

の減及び翌年度の繰越しに伴う減でございます。

30ページをお願いいたします。

諸収入につきましては、6億4,700万円余の減額となっておりますが、最下段の産地パワーアップ事業補助金は、国から全国団体に基金として積み立てられた財源を活用するもので、入札及び翌年度への繰越しに伴う減でございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

31ページをお願いいたします。

翌年度繰越額、不用額とも、最下段から32ページに記載の農作物対策費が中心でございます。

繰越額につきましては、後ほど一括して説明させていただきます。

最下段の農作物対策費の不用額につきましては、備考欄の理由にございますが、まず、国からの内示額が予算額を下回ったためでございます。その多くは、令和2年度経済対策分の産地パワーアップ事業によるもので、2地区の未採択による減でございます。

二つ目の入札に伴う執行残につきましては、ハウスなどの農業用施設を整備する産地パワーアップ事業や農作物の集出荷施設等を整備する国産農畜産物供給力強靱化対策事業によるものでございます。

続きまして、別冊附属資料の4ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

まず、明許繰越しが4ページから6ページまで13事業ございます。

1段目のくまもと農業人財総結集支援事業及び最下段の葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業並びに5ページの園芸産地における事業継続強化対策事業ほか4事業につきましては、国の経済対策に対応いたしまして、2月補正で予算成立し、繰越しをしているもので

ございます。

4ページにお戻りいただいて、2段目の産地パワーアップ事業につきましては、建設予定地に関する設計変更の不測の日数を要したため、年内完了の予定でございます。

3段目の畑作構造転換事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、機材の不足により不測の日数を要したものでございます。事業については完了してございます。

4段目の新型コロナ事業者支援緊急対策事業及び6ページの水田農業作付転換緊急支援事業ほか2事業につきましては、新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応に伴い、2月補正で予算成立し、繰越しをしているものでございます。現在、完了に向けて取り組んでいるところでございます。

続きまして、附属資料の7ページをお願いいたします。

事故繰越が1事業ございます。

国産農畜産物供給力強靱化対策事業、令和2年度の経済対策分でございますが、これにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により施工業者の人員確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したためでございます。事業については、既に完了してございます。

農産園芸課については以上でございます。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

説明資料の33ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

予算現額と収入済額との差が大きい主なものについて御説明いたします。

34ページをお願いいたします。

上段から4段目、家畜伝染病予防事業費負担金でございます。

これは、家畜伝染病防疫対策事業における事業量の減によるものでございます。

下段から3段目、消費・安全対策推進交付金でございます。

これは、家畜衛生管理指導事業における事業量の減によるものでございます。

35ページをお願いいたします。

最上段の畜産競争力強化整備事業費補助でございます。

これは、畜産クラスター事業における事業量の減及び翌年度への繰越しによるものでございます。

2段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

これは、「くまもとの牛肉」首都圏流通ルート開拓支援事業及び「くまもと黒毛和牛」トップブランド戦略対策事業における翌年度への繰越しによるものでございます。

3段目の畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業費補助でございます。

これは、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業における事業量の減及び翌年度への繰越しによるものでございます。

下段の財産収入でございます。予算額よりも866万円余、多く収入を得ておりますが、凍結精液売払い収入の増によるものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

38ページをお願いいたします。

最下段の畜産振興費は、畜産クラスター事業をはじめとした畜産の振興に資する費用でございます。

不用額2億1,787万円余を計上しておりますが、主に畜産クラスター事業等の事業量の減少に伴う執行残でございます。

翌年度繰越額につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

39ページをお願いします。

下段の家畜保健衛生費は、家畜保健衛生所の施設整備をはじめとした家畜の衛生防疫に資する費用でございます。

不用額4億6,935万円計上しておりますが、主な理由は、家畜保健衛生所施設整備の入札に伴う執行残及び40ページの鳥インフルエンザ防疫強化対策事業等の事業量減少でございます。

翌年度繰越額につきましては、次に附属資料で御説明いたします。

附属資料の8ページをお願いいたします。

明許繰越しについて御説明いたします。

2段目の牧道整備事業につきましては、積雪により不測の日数を要し、やむを得ず繰り越したのですが、8月までに完了しております。

その他の事業につきましては、国の経済対策及び新型コロナウイルス対策により2月補正で成立した予算のため、やむを得ず繰り越したのですが、現在、年度内完了に向けて取り組んでおります。

9ページをお願いいたします。

最初の段の「くまもと黒毛和牛」トップブランド戦略対策事業につきましては、国の経済対策により2月補正で成立した予算のため、やむを得ず繰り越したものでございます。

2段目の家畜保健衛生所施設整備事業につきましては、追加工事の発生などのため不測の日数を要し、やむを得ず繰り越したものの、3段目の野生動物専用検査施設整備事業につきましては、11月補正で予算化し、2月に国の追加割当内示をいただいたため、やむを得ず繰り越したものでございます。

また、最下段の鳥インフルエンザ防疫強化対策事業につきましては、昨年12月に発生した南関町の鳥インフルエンザ対応の際、養鶏農家等が家畜等の移動等制限及び県の要請により出荷自粛を行ったことにより生じた費用等を緊急的に支援するための事業において、一部の養鶏農家が、根拠となる養鶏農家等緊急支援事業実施要領に規定されていない事例があり、要領の改定が年度内に完了しなかつ

たため繰り越したものです。

いずれの事業も年度内完了に向けて取り組んでおります。

10ページをお願いします。

事故繰越について御説明いたします。

畜産クラスター事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により資材確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要し、やむを得ず繰り越したのですが、5月までに完了しております。

畜産課は以上でございます。

○中島農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

説明資料の41ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損、収入未済額はございません。

予算現額と収入済額の差額が大きいものを中心に御説明いたします。

国庫支出金、国庫補助金につきましては、42ページをお願いいたします。

1段目の農業委員会等振興助成費補助は、市町村農業委員会の推進活動に対する交付金などですが、事業実績の減によるものでございます。

3段目の地方創生推進交付金は、農業の継承支援事業や農の人づくり事業などですが、新型コロナウイルス感染症の影響で事業量の減となったものでございます。

下から2段目の強い農業・担い手づくり総合支援交付金は、令和2年7月豪雨の被災農業者に対し、農業用機械や施設の修繕、再取得を支援したのですが、事業量の確定に伴い、増加したものでございます。

下のページ最上段の農業・食品産業強化対策整備交付金は、昨年度の国の経済対策に対応したもので、担い手への農業機械や施設導入をするのですが、繰越しに伴う減や事業量の減によるものでございます。

3段目の農地中間管理機構事業費補助は、

農地中間管理機構を介した農地集積に対して協力金を交付するものですが、国庫補助から基金への振替に伴います事業量の減によるものでございます。

45ページをお願いいたします。

下から2段目の雑入のうち、農業次世代人材投資事業費補助金につきましては、新規就農者に対する研修費や開始時の給付金事業でございますが、給付申請者が予定より減少となったものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

46ページをお願いします。

農業総務費につきましては、農地集積や農業委員会の活動、農業の経営継承推進に要する経費でございます。

不用額を生じた主な理由は、計画変更や事業量の減少に伴います執行残でございます。

下のページ最上段の農業改良普及費は、新規就農者等の担い手対策に要する経費でございますが、不用額は、主に農業次世代人材投資事業などの事業量の減少による執行残でございます。

2段目の農業構造改善事業費につきましては、担い手に対する農業機械や施設等の導入支援に要する経費ですが、不用額を生じた主な理由は、国の内示減や事業実施後の執行残でございます。

なお、翌年度の繰越額につきましては、ほかの事業を含めまして、後ほど附属資料にて説明いたします。

最下段の農業指導施設費につきましては、農業大学校関連の経費でございますが、不用額を生じた主な理由は、施設改修事業に係る入札に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料の11ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業について、説明いたします。

3段目の担い手確保・経営強化支援事業費

については、担い手の農業機械や施設導入に対し補助するもので、国の経済対策に伴い2月補正で予算化しましたが、年度内の事業完了が見込めず繰り越しました。来年3月までの完了を目指しております。

4段目の実践力強化研修高度化事業費については、農大の教育施設や機資材を整備するもので、国の経済対策に伴い2月補正で予算化しておりますが、年度内の事業完了が見込めず繰り越しました。交付決定のあった施設整備は、既に完了しております。

12ページをお願いします。

事故繰越ですが、担い手づくり支援交付金事業費は、令和2年7月豪雨の被災農業者の農業機械等の復旧を支援するもので、新型コロナウイルスの影響による資材調達が困難となり、工事に不測の日数を要しやむを得ず繰り越したものです。年度内完了に向けて取り組んでおります。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○青木農村計画課長 農村計画課でございます。

説明資料の49ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額はありません。

2段目の国営土地改良事業費負担金に収入未済額があります。後ほど附属資料で説明させていただきます。

予算現額と収入済額の差が大きいものについて説明いたします。

49ページ最下段の農山漁村地域整備交付金については、繰越しに伴う減です。

50ページをお願いします。

1段目の農村地域防災減災事業費補助につきましては、繰越しに伴う減、4段目の農業競争力強化基盤整備事業費補助については、国庫補助金の内示減及び繰越しに伴う減です。

続きまして、歳出について説明します。

52ページをお願いします。

52ページ3段目の土地改良費について、不用額6,870万円余を計上していますが、主に事業量の減少等に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料の13ページをお願いします。

本年度に繰越しとなった事業について、説明いたします。

13ページから17ページまで農村計画課所管事業が続きますが、繰り越した事業につきましては、農業農村整備事業の新規地区に係る調査計画、田んぼダム実証実験事業であり、関係機関や地元との調整に不測の日数を要したものの、国の経済対策に伴い、2月補正で成立した予算によるもので、やむを得ず繰り越したものです。いずれも、本年度内の完了に向けて取り組んでまいります。

続きまして、166ページをお願いします。

収入未済について説明させていただきます。

1の歳入決算の状況ですが、国営土地改良事業費負担金において、収入未済額が1,250万円余となっておりますが、これは国営羊角湾地区で実施した農用地造成事業に係るものです。

収入未済の理由は、備考欄に記載のとおり、農家の高齢化や離農に伴いまして農業情勢の変化に伴う支払い能力の低下によるものです。

次に、2の収入未済額の過去3年間の推移ですが、令和元年度から徐々に減少しているところです。

4の令和3年度の未収金対策について御説明いたします。

土地改良区に対し、未納解消対策の年度計画の策定、未納受益者の一覧表作成、文書や電話での督促の実施等、協議、指導を行っているところです。今後とも未収金が回収されるよう、天草市とも連携して取り組んでまいります。

農村計画課は以上です。

○永田農地整備課長 農地整備課でございます。

説明資料の54ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

分担金及び負担金でございますが、土地改良事業及び災害復旧事業に係るもので、55ページまで記載しております。

予算現額と収入済額との比較で、増減が生じております。

これは、主に国庫補助金の内示減と予算計上後に、分担金と負担金間で額の変更が生じたものでございます。

55ページをお願いします。

6段目の国庫支出金でございますが、57ページまで記載しております。

これは、土地改良事業及び災害復旧事業等に対する国庫補助金でございます。

55ページ下から4段目の農地費国庫補助金で、予算現額と収入済額との比較で、80億4,200万円余の差が生じております。

また、57ページ1段目の災害復旧費国庫補助金で、124億5,400万円余の差が生じております。

これらについては、主に国庫内示減及び繰越しに伴う減でございます。

次に、58ページをお願いします。

1段目の諸収入でございます。予算現額と収入済額との比較で1億8,600万円余の差が生じておりますが、主に農地等災害復旧事業受託事業の事業量の減及び繰越しに伴う受託事業収入の減によるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

59ページをお願いします。

3段目の土地改良費でございますが、農業生産基盤整備事業等、各種土地改良事業に要した経費でございます。59ページから60ページまで事業の概要を記載しております。

不用額の3億4,900万円余につきましては、国からの内示額が予算額を下回ったことや事業量の減少などに伴う執行残でございます。

翌年度繰越しについては、後ほど附属資料で説明いたします。

次に、60ページ2段目の農地防災事業費でございますが、農村地域防災減災事業等、各種防災事業に要した経費でございます。

不用額の2億5,900万円余につきましては、主に農村地域防災減災事業における工事の計画変更や事業量の減少に伴う執行残でございます。

次に、最下段の災害復旧費の農地災害復旧費でございます。被災した農地、農業用施設の復旧に要した経費でございます。

不用額の49億3,800万円余につきましては、主に災害関連の計画見直しや事業量の減少などに伴う執行残によるものでございます。

続きまして、別冊附属資料18ページをお願いいたします。

本年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

まず、明許繰越しでございますが、土地改良事業及び災害復旧事業関係について、18ページから41ページまでに記載しております。

41ページ最下段に記載しておりますが、箇所数、繰越しの合計額、ここでの主な理由は、地元との協議に不測の日数を要したものの、追加工事、工法検討、他工事との調整に不測の日数を要したものの、国の経済対策に伴い、2月補正予算で成立した予算であり、年度内の事業完了が見込めなかったもの、資機材及び建設関係技能者の不足により不測の日数を要したものの、関係機関との協議に不測の日数を要したものなどで、いずれもやむを得ず繰り越したものでございます。

地元関係者と調整が必要なことから、進捗率が低い地区もございしますが、事業効果が早

期に発現できるよう、今年度内の工事完了を目指しているところでございます。

42ページをお願いします。

次に、事故繰越でございますが、42ページから52ページに記載しております。事故繰越の箇所数合計は、52ページ最下段に記載しているとおりでございます。

主な理由は、地元との協議に不測の日数を要したものの、追加工事、工法検討、他工事との調整に不測の日数を要したものの、建設関係者の不足により不測の日数を要したものなどでございます。年度内完了を目標に進めております。

次に、最終ページ170ページをお願いします。

取得用地の未登記一覧表を掲載しております。

工事施工に伴い取得した用地につきまして、相続登記等の関係で未登記となっているものでございます。

表の中ほど(G)欄登記残筆数にありますように、令和3年度末の未登記は58筆で、令和2年度末の75筆から17筆減となっております。

また当年度の発生分については、100%処理が完了しております。

今後とも関係者の動向や現地の状況を確認しながら、原因となっている事項を細かく対応し、未登記解消に努めてまいります。

農地整備課は以上でございます。

○吉住むらづくり課長 むらづくり課でございます。

説明資料の61ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

国庫支出金を次のページにかけて記載しております。

予算現額と収入済額の差の大きいものについて説明をいたします。

ページの中ほど、農山漁村地域活性化推進交付金につきましては、備考欄の鳥獣被害防止総合対策交付金の推進費分などの交付金で、6,100万円余があります。

これは、主に鳥獣被害防止対策の交付金で、国の追加内示がなかったこと等によるものでございます。

その下、農山漁村地域活性化整備交付金につきましては、備考欄の鳥獣被害防止総合対策交付金の侵入防止柵等の整備に対する交付金で、1,400万円余の差につきましては、国の経済対策を受けた2月補正の繰越しなどによるものでございます。

その下、中山間地域所得向上支援対策につきましては、国の経済対策を受けて2月に補正し、そのまま1,000万円繰越しをしたものでございます。

繰越しにつきましては、後ほど附属資料の繰越し事業調べで説明をいたします。

最下段、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の3,700万円余の減につきましては、事業量の減によるものでございます。

続きまして、62ページをお願いします。

62ページには、国庫支出金の最後、最上段の備考欄に多面的機能支払交付金を記載しております。

これについては、国庫内示減によるものでございます。

続きまして、63ページをお願いいたします。

歳出に関する説明になります。

農業総務費ですが、不用額の1,300万円余につきましては、事業量減に伴う執行残、経費節減による減などがございます。

ここの4番に、中山間地域等直接支払事業を含めております。

続きまして、64ページをお願いいたします。

上段の農作物対策費について、繰越しにつ

いては、次の繰越し事業調べで説明をいたします。

1億1,300万円余の不用額につきましては、鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速事業の財源としております国の鳥獣被害防止総合対策交付金の追加割当内示を待っていましたが、年度内の内示がなかったこと、また、コロナ禍の中で実施しました鳥類の被害防止の対策事業につきましては、被害の集中する年度末まで活用を待っての事業量減ということによるものです。

下段、農業構造改善事業費について、繰越しについては、次の繰越し事業調べで説明をいたします。

続きまして、65ページをお願いします。

土地改良費です。

740万円余の不用額については、主に多面的機能支払事業で、年度末に予定していた研修会などがコロナで開催できなかったことによる事業量減ということになります。

続きまして、附属資料53ページをお願いいたします。むらづくり課分の繰越し事業につきましては、明許繰越しのみでございます。

事業名欄、鳥獣被害防止総合対策事業の産山村分でございますが、これは、鳥獣被害防止のために侵入防止柵等の整備を計画しておいた事業を、経済対策に乗せて前倒ししたものでございます。

次の中山間地域所得確保推進事業の高森町と南阿蘇村分につきましては、スーパー中山間事業で計画していた事業の前倒しということでございます。

この3ついずれも、国の経済対策に伴い、2月補正で成立した予算でありまして、年度内の完了が見込めなかったものでございまして、繰越しをしたということでございます。

むらづくり課は以上でございます。

○伊藤技術管理課長 技術管理課でございます。

説明資料の66ページをお願いいたします。

まず、歳入につきまして、不納欠損額及び収入未済額はともにございませぬ。

1段目の国庫支出金、地籍調査費補助につきましては、予算現額と収入済額との比較で減額が生じております。

これは、翌年度への繰越しによるものでございます。

続きまして、歳出について御説明します。

67ページをお願いします。

農地総務費、土地改良費及び林業総務費で、不用額を計上しております。

これらは、主に事業量の減少及び入札に伴う執行残によるものでございます。

続きまして、附属資料の54ページをお願いします。

54ページから55ページにかけて記載しておりますけれども、熊本市ほか13市町村における地籍調査費（R3経済対策分）につきましては、国の経済対策に伴い、2月補正で成立した予算であり、年度内の事業完了が見込めなかったものであります。いずれもやむを得ず繰り越したものになります。

なお、いずれの市町村におきましても、調査は順調に進んでおりまして、今年度内に完了する予定でございます。

技術管理課は以上でございます。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございます。

説明資料の68ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

予算現額と収入済額の差が大きいものにつきましては、69ページの1段目、国庫支出金がございます。

これは、6段目の造林事業費補助や最下段の合板・製材生産性強化対策事業費補助等における翌年度への繰越しによるものです。

また、71ページの1段目の財産収入です

が、主に72ページ2段目の県有林売払収入によるものであり、県有林の木材販売収入が増加したことから、7,900万円余の増となったものでございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

74ページをお願いします。

下段の林業総務費については、森林の公益的機能を確保するための森づくり事業等に充当している経費であり、不用額4,300万円を計上しておりますが、主に事業量の減少に伴う執行残です。

翌年度繰越額につきましては、後ほど別冊の附属資料で説明いたします。

下のページ、下段の林業振興指導費において2,000万円余の不用額を計上しておりますが、主に事業量の減少に伴う執行残です。

76ページをお願いします。

下段の造林費において1,900万円余の不用額を計上しておりますが、こちらも主に事業量の減少に伴う執行残です。

79ページをお願いします。

下段の林務施設災害復旧費において1,600万円余の不用額を計上しておりますが、事業量の減少に伴う執行残です。

続きまして、附属資料の56ページをお願いします。

本年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

56ページから58ページにかけては、明許繰越しでございます。

56ページ最下段の1つ上からの間伐等森林整備促進対策事業、57ページの最上段からの森林環境保全整備事業など森林整備を支援する事業におきましては、労務者の不足のほか国の経済対策に伴う2月補正予算で成立した予算で、年度内の事業完了が見込めなかったことなどから、やむを得ず繰り越したものでございます。

これらの事業につきましては、年度内の完

了に向け取り組んでおります。

59ページをお願いいたします。

事故繰越でございます。

間伐等森林整備促進対策事業（R2経済対策分）など3事業でございます。

工事に関係したもので、資機材及び建設関係技能者の不足により不測の日数を要し、やむを得ず繰り越したのですが、1か所は、既に完了しており、その他につきましても、年度内の完了に向け取り組んでおります。

森林整備課は以上でございます。

○廣田林業振興課長 林業振興課でございます。

説明資料の80ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額とにもございません。

1段目の国庫支出金ですが、予算現額と収入済額との差額43億1,304万円余につきましては、ほとんどが翌年度への繰越しによるものでございます。

主な内訳といたしましては、3段目の農産漁村地域整備交付金、下から2段目の道整備交付金及び最下段の林業事業費補助は、林道整備に対する国の交付金等で、次の81ページ3段目の合板・製材生産性強化対策事業費補助は、木材加工施設整備等に対する補助金で、82ページの上から2段目の過年林道災害復旧費補助及び3段目の現年林道災害復旧費補助は、林道の災害復旧に対する補助金ですが、いずれも繰越しに伴う減となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

84ページをお願いいたします。

1段目の林業費で、翌年度繰越額が20億276万円余、不要額が4億3,530万円余となっております。

翌年度繰越額につきましては、後ほど別冊で御説明させていただきます。

不要額の内訳として、まず84ページの最下段の林業振興指導費で、不要額が1億3,735万円余となっておりますが、主に国からの内示減や事業量の減少に伴う執行残によるものでございます。

86ページをお願いいたします。

1段目の林業費で、不用額2億9,313万円余となっておりますが、その主なものが県営林道事業ですが、令和2年7月豪雨災害に伴う計画変更による事業量の減少によるものでございます。

続きまして、附属資料の60ページをお願いいたします。

本年度に繰越しになった事業について御説明いたします。

まず、明許繰越しですが、60ページから88ページにかけて記載しております。

県営林道事業及び過年林道災害復旧事業など10事業を繰り越しており、主な理由といたしましては、他工事との調整に不測の日数を要したことなどによるものでございます。

繰り越した箇所につきましては、年度内完了に向けて取り組んでいるところでございます。

89ページをお願いいたします。

事故繰越でございます。

県営林道事業、現年林道災害復旧事業の2事業でございます。

主な繰越理由といたしましては、災害による資材運搬道の不通により不測の日数を要したことなどによるものですが、既に32か所が完成しており、そのほかにつきましても、年度内の完成に向けて取り組んでおります。

林業振興課は以上でございます。

○中尾森林保全課長 森林保全課でございます。

説明資料の87ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額及び収入未済額はともにありません。

予算現額と収入済額との差が大きいものにつきましては、1段目の国庫支出金が92億8,000万円余の減となっておりますが、これは、6段目の治山事業、7段目の緊急治山事業など、国庫補助を活用した山地災害の復旧事業で、繰越しに伴う減が中心でございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

91ページをお願いします。

2段目の治山費です。

これは、山地災害の復旧などの治山事業等に要する経費で、不用額44億7,000万円余を計上しておりますが、その理由は、備考欄1の計画変更、事業量の減少等に伴う執行残がほとんどです。

この中でも最も多いのが、事業概要2の緊急治山事業費によるもので、令和2年7月豪雨により発生した山地災害の復旧に要する経費で、令和2年度に予算化しましたが、入札不調、不落の影響により繰越しして令和3年度までに執行できず、不用額としたものです。令和4年度に改めて必要な予算を付け替えて復旧工事を行うこととしております。

翌年度繰越額については、後ほど別冊の附属資料で説明いたします。

次に、92ページをお願いします。

3段目の治山施設災害復旧費です。

これは、豪雨等により被災した治山施設の復旧に要する経費で、不用額4億9,000万円余を計上しておりますが、その理由は計画変更、事業量の減少に伴う執行残としております。

これも、入札不調、不落により令和3年度に執行できず不用としたもので、令和4年度に過年債予算として改めて計上し、復旧工事を行うこととしております。

続きまして、附属資料の103ページをお願いします。

本年度に繰越しとなった事業について説明

いたします。

まず、明許繰越しについてですが、103ページから129ページにかけて記載しております。

明許繰越しの箇所数及び繰越額の合計は、129ページの最下段のとおりでございます。

主な理由としましては、工事の資材搬入道となる用地について地権者との調整や工事まで行く市町村道や林道等も被災しており、その調整に不測の日数を要したもののほか、国の経済対策に伴い、2月補正予算で成立したため、年度内に事業完了ができなかったものなど、いずれもやむを得ず繰り越したものでございます。未契約箇所もありますが、12月末までには全て契約できるよう準備を進めてまいります。

130ページをお願いします。

事故繰越についてです。

130ページから147ページにかけて記載しており、事故繰越の箇所数、繰越額の合計は、147ページの最下段に記載しているとおりでございます。

主な理由は、令和2年7月豪雨による被災箇所の復旧が本格化し、資機材及び建設関係技能者の不足により不測の日数を要したものと地元との補償関係に不測の日数を要したもののなどです。年度内には全て完了する予定で進めております。

森林保全課は以上でございます。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

説明資料の93ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

予算現額と収入済額との差が大きいものについてですが、94ページをお願いします。

5段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が主なものですが、これは、コロナ禍に対応したくまもとの魚販売促

進事業などの翌年度への繰越しによるものです。

続きまして、歳出について御説明します。

97ページをお願いします。

最下段の水産業振興費ですが、これは、水産資源の回復や水産物流通対策など水産業振興の施策に要する経費です。

不用額4,484万円余を計上しておりますが、主に事業量の減及び経費節減に伴う執行残です。

翌年度繰越額につきましては、後ほど別冊の附属資料で御説明いたします。

次に、100ページをお願いします。

下段の水産研究センター費ですが、これは水産研究センターの運営及び研究に要する経費です。

不用額1,754万円余を計上しておりますが、主に経費節減及び人件費の執行残によるものです。

続きまして、附属資料の148ページをお願いします。

本年度に繰越しとなった事業について御説明いたします。

2段目のコロナ禍に対応したくまもとの魚販売促進事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、2月補正で成立した予算で、また、3段目の熊本県産アサリブランド再生事業につきましては、アサリ産地偽装対策として、2月補正予算で成立した予算です。

両事業とも年度内の事業完了が見込めなかったためやむを得ず繰り越したものですが、年度内の完了に向けて取り組んでおります。

水産振興課は以上です。

○植野漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

説明資料の101ページをお願いします。

歳入につきまして、不納欠損額はございません。

歳入未済額については、上から3段目の公害防止事業費事業者負担金と103ページの下から2段目の雑入にございます。

これらにつきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

予算現額と収入済額との比較で差額が大きいものは、102ページ5段目の国庫補助金ですが、これは、ほとんどが翌年度への繰越しによるものでございます。

繰越しにつきましては、後ほど付属資料で御説明いたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

104ページをお願いします。

最下段と105ページの1段目が漁港建設管理費ですが、不用額が3,200万円余となっております。

これは漁港整備に要する費用で、不用額を生じた理由は、事業量の減少等によるものでございます。

105ページ2段目の漁港災害復旧費では、不用額が3,500万円余となっております。

これは、災害復旧に係る待ち受け予算が、災害がなかったため災害復旧事業を実施せずに済んだことによるものでございます。

続きまして、繰越しについて御説明いたします。

附属資料の149ページをお願いします。

149ページから160ページまでが、明許繰越しでございます。

149ページの1段目の水産環境整備事業費(県営漁場整備)から155ページの最下段、水産生産基盤整備事業費(市町村漁港建設費補助)までの各事業について、繰越しの理由は、地元との施工計画協議に不測の日数を要したことや新型コロナの影響で資材入手に時間を要したことなどでございます。

156ページをお願いします。

上から3段目の水産物供給基盤機能保全事業費(県管理漁港)(R3経済対策分)から160

ページの漁港機能増進事業費（県管理漁港）（R3経済対策分）までの各事業は、国の経済対策分で、年度内に完了できなかったものでございます。

これらの事業は、全て今年度内の完了に向けて取り組んでいるところでございます。

161ページは、事故繰越でございます。

水産物供給基盤機能保全事業費（県管理漁港）（R2経済対策分）について、事故繰越の理由は、工事施工において、コロナの影響により、資材の入手及び作業員の確保が困難となったものでございます。

この事業は、本年12月に完了予定でございます。

最後に、収入未済について御説明いたします。

附属資料の167ページをお願いします。

2の歳入決算の状況のとおり、2件収入未済がございます。

まず、公害防止事業費事業者負担金の収入未済について御説明いたします。

水俣市の丸島漁港において、昭和62年度に、公害防止事業により、水銀を含んだ汚泥の除去を行いました。汚染の原因者のうちの1社が負担すべき金額が未納となっているものでございます。

負担金約9,000万のうち、強制徴収などにより、これまでに1,271万円余を回収しておりますが、残る7,798万円余が未納となっております。

現在は、無限責任を有する代表者の老齢厚生年金を差し押さえて、未収金に充当しているところでございます。

今後、老齢厚生年金の差押えを継続するとともに、新たな資産の保有がないか、資産調査を継続して実施し、できる限り債権回収に取り組んでまいります。

次に、雑入の収入未済についてですが、これは、放置船処分の行政代執行費用に関するものでございます。

牛深漁港内に船舶が長期間放置されていたため、船舶の所有者に対して、再三にわたり撤去指導を行いました。船舶の老朽化により、沈没等に伴う被害発生の危険が高まったため、平成30年9月に行政代執行法の手続により撤去及び処分を実施したものでございます。

現在、代執行費用2,758万円余が未納となっております。

168ページの4に記載しておりますとおり、平成31年3月に納付命令書などの差し置き送達を行い、4月には親族へ督促状を手渡ししましたが、納付がなされなかったことから、国税徴収法に基づき、令和元年度に船舶内の現金の差押えを行い、また、資産確認調査などをこれまで継続して行っているところです。

今後、この債権回収に向け、より一層取組を強化してまいります。

漁港漁場整備課は以上です。

○山口裕委員長 以上で農林水産部の説明が終わりました。

それでは、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○藤川隆夫委員 フードバレー構想の件で、17、19かな、これはもともと知事肝煎りで県南フードバレー構想が始まって、様々な形で事業を展開してきているというふうに思うんですけども、コロナ等もあり、なかなか最近聞こえてこないんですね。どういった事業をやっているのか、どのような成果が上がっているのか。それなりの予算を使って今までもやってきているんで、現状におけるというか、この決算報告書まででも構わないんで、それまでの間にどの程度の効果があつて、どのような状況になっているのかだ

けちょっと教えてください。

○藤由流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

お話のフードバレー構想の推進に関しましては、25年の3月に構想を策定してきて以来、アグリビジネスセンターの設立、それからフードバレーの推進室を置いて、地元の15の市町村と連携しながら、事業を実施してきたという状況でございます。

フードバレー構想を推進するためにフードバレー協議会といったものを設けて、これは、県と市町村、それから関係する大学機関が連携して協議会を設立したものでございますが、こちらでネットワークを推進する、ネットワークの緊密化、これを促進するというのが1つ。それから情報の発信をしていく、これが1つ。それから人材育成をしていく、この3つの柱で事業を実施してきたという状況でございます。

最近、コロナの影響もございまして、特にネットワークの構築という点では、県外に打って出て地元農産品、RENGA商品等ございますが、このあたりの売り込みという部分がリアルな形ではできないということがございまして、どうしてもこれはやはりECサイトに移行する、重点化を置くような形になりまして、そちらをバックアップしていく、具体的にはECサイトを協議会で持っておりますけれども、そちらでの販売に関して送料を無料化するとか、そういったことで販売促進をしているという状況でございます。

最近、コロナも明けてまいりましたので、実際に大阪、それから福岡という形で、現実に博多大丸さんと連携を取りまして、そちらで熊本フェアを実施するというところを最近実施しております。

それから、人材育成という点に関しましては、経営塾という形で、地元の有志といえますか、やりたいという経営者を集めて、経営

の在り方といったものを、継続的に研修を行いながら知見を深めていただくということで、実は今日も経営塾というのがございまして、これから開催されるという状況でございます。こちらが2期目ということになりますので、今後、こちらを卒業された方々が地域を引っ張っていただけてくれるものというふうに思っております。

それから、情報発信に関しましては、ここが先生おっしゃいましたとおり、一部RENGA商品ということで、熊本の県南の商品をRENGA、熊本の「熊」という字の下でんてんてんですね、こちらがれんがというような部首名でございまして、このRENGA商品というPRもしていくというところでございますが、このあたりのブランド化ですとか、あるいは先生おっしゃいましたとおり、フードバレーそのものの活動、活躍、このあたりを、ちょうど来年度が10周年目という形になりますので、総括をしっかりとっていく、それからPRをしっかりとっていくということは必要ではないかというふうに思っております。

活動量としましては、今申し上げたとおりのことを実施してきております。その成果という部分ですが、こちらに関しましては、例えば、県南の農業生産額がどれだけ上がったかという部分、どこがどれだけ寄与したかというのも確認はしておりますけれども、なかなかその県南だけがぼんと突出して上がったという状況ではございませんが、全県的な農業生産額に比較しまして県南が劣っているかという状況ではございません。全体的な伸びと同じような伸びを、この厳しい中でもしていっているという状況でございます。

フードバレーに関しましては以上でございます。

○藤川隆夫委員 今の説明でよく分かりました。せっかく始めた事業なんで、やっぱりそ

れなりの成果が出るように持っていかなければいけない。その中で、今の話でいくと県南が最初は中心だったろうと思いますけれども、県全体の浮揚にやっぱり農産品含めてつながるような形で持っていってもらいたいというふうに考えておりますので、やはりもう最近、何か10年前だったというのも今思い出したぐらいで、やっていたけれども、現実何やっていたかなというイメージしかないもので、やっぱりきちっとアピールしていただいて、今言った形で県外への販路をいろんな形で求めていただければいいのかなと思っておりますので、この事業をぜひそのまま続けていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○堤泰之委員 林業振興課さんにちょっとお尋ねで、80ページですけれども、私がちょっと不動産のほうの仕事を今までしておりましたので、住宅産業のほうの資材不足、納期不足という、納期が長くなるというところもちょっと聞いておったところに絡むと思うんですけれども、合板製品関係が足りないということで、恐らく各林業地域に生産の増強等の働きかけがあっていたと思います。その中で、林道のやはり整備が長らくされていなかった地域で出せないとか、金額が合わないとか、そういったものが聞こえてきておりました。その中で、多分補助金等が入ってきていたと思うんですけれども、なかなかそちらのほうで、今どのような状況なのかちょっと一般的な状況と、今後の、今の資料の見直しを含めたところで教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○廣田林業振興課長 林業振興課でございます。

現在の木材価格あるいは住宅産業への木材の供給状況ということでございますけれども、今、杉で1万7,000円ほど、それからヒノキで2万4,000円ほどということで、前年度同月比に比べて約2割ほど丸太の価格は下がっております。それから、製材品でいいますと、約10万円ほどで杉、ヒノキの製材品は流れておりまして、この点については、ほぼ横ばいという状況でございます。

それから、住宅メーカーと工務店等へのその供給状況でございますけれども、これについては、今過不足なく流れているというふうに聞いております。また、外材につきまして、輸入材につきましては、昨年度、ウッドショックという状況でなかなか輸入材が入ってこないという状況がございましたけれども、最近では、商社のほうがかなり買い集めたといいますか、かなり在庫を抱えているという状況で、現在、東京の15号埠頭ではかなり余りが出ているような状況というふうに聞いております。

以上でございます。

○堤泰之委員 今後、また需給が変わって行くこともあるかと思うんですけれども、林業のこれからの製材というか、消費について補助金等があるならばぜひ活用していただきたいというふうに思います。

以上です。

○南部隼平委員 団体支援課さんにちょっとお尋ねですけれども、14ページで、上から2番目の林業・木材産業改善資金助成金、ちょっと教えてほしいんですけれども、その下に木材産業等高度化推進資金助成金というのがありますけれども、上のほうの木材産業改善資金というのが、不用額がかなり多く出ているという状況で、8割以上出ているということで、この2つがどういうふうに違うのかというのをちょっと教えていただきたいのと、

資金需要が見込みよりも少なかったということでこれだけの不用が出ているということだったので、その辺の詳しい理由をもう少し教えていただければと思います。

○加藤団体支援課長 団体支援課でございます。

今の不用額のほうから先に御説明させていただきますと、こちらのほうは特別会計のほうの資金としまして、全体としましては、繰越しを含めると約6億ほどございます。その中で今年度事業費にかかった部分を差し引いて、それぞれ繰越しをしていって、すみません、ある程度その額をストックして、貸付けの要望があった際に支出していって、あと全額を繰り越していくということの流れになっております。

したがって、貸付けの額が低ければ、そのまま当該年度の額自体は不用額として計上されていくというような流れになります。

また、今回のこちらの助成金の中身ですけれども、組合等のトレーラーとかフォークリフト、トラック、バックホーと、こちらのほうについての助成ということになっておまして、昨年度1件、約1,600万ほどの部分で交付させていただいているということになっております。

したがって、こういった資金需要のほう、必要額のほうを確保した上で、需要に応じていくということの方針を持って取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも無利子の資金の貸付けになりますので、有効に周知、啓発等もしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○南部隼平委員 3番目のやつとの違い…

…。

○加藤団体支援課長 すみません。申し訳あ

りませんでした。高度化との違いは、高度化のほうは、これは、金融機関のほうに預託しまして、金融機関のほうで調整しまして、資金を金融機関が審査して、貸し付けていくというところになります。

したがって、同じようにこちらのほうの支出済額のほうが、そのまま貸付けしてそれを回収していくというところで、繰り返してそれを行っていくというところになります。

以上になります。

○岩田智子委員 19ページと20ページで、先ほどはフードバレーのことについてあったんですけれども、農産物流通総合対策ということで、本当にありとあらゆるいろんな事業を取り組まれたと思うんですよね。例えば、何か集めたら、応募したら何かが当たるようなそういう仕組みとかも、いろんなものをされたと思うんですけれども、その効果ですね、これは効果的だったと言われるものをちょっと教えていただければと思っております。

○藤由流通アグリビジネス課長 今御質問のこの農産物流通総合対策事業をはじめ、流通アグリビジネス課では、販路開拓、それから流通を含めて幅広く受け持っております。その中で、これまでも、首都圏、大都市圏でのフェアの実施というようなのは非常に効果がある。まあ、私どもの農産物の一大消費地が東京、大阪というのがございまして、そこで売り込みをしっかりとやっていくということは効果的であるというのがございます。

この中で、従来はトップセールスということで知事に出向いていただいて、先頭を切って売り込んでいただくということもやっていた。これは、非常に象徴的な取組ということになります。ただ、コロナの影響が、先ほど申し上げましたが、ございまして、なかなかちょっとその辺りができないという状態

の中で、できることをやっていくという中で、例えば、量販店で連携をしているところ、熊本のフェアを実施していただくところというのがございます。この中で、一つ効果的だというものに関しましては、それぞれ量販店で熊本販売を競っていただくと。競っていただいて売上が高かったところ、そこに報奨的な支援をしていくということとしますと、量販店の中でもいろんな知恵を出していただいて熊本の売り込みをしていただく、これは非常に面白い取組だなというふうに思っております。

もう1点。これもECサイトになりますが、こちらも送料、このあたりを、非常に熊本の場合、首都圏から見ると遠隔地にあるものですから郵送料が他の地域よりかかるということで、ここをバックアップするという部分はやはり非常にありがたいという話をいただいております。

以上でございます。

○岩田智子委員 熊本のやっぱり農産物とかは全国的にも有名というかな、一度食べたらおいしいとか、熊本のがいいなというふうな声はあちこちで聞いているので、本当にどんどん、一回やっぱり食べてもらうとか手にしてもらうとか、目を入れてもらうとか。くまモン効果もすごくいいと、いろいろ上がっていると思うんですけども、いろいろ事業を展開されてよく分かりました。ありがとうございます。頑張ってください。

それと、別冊の56ページですね。

繰越しが、森林整備課で、ずっとこう明許繰越しがあつて、その繰越理由が、資機材及び林業関係労務者の不足とか、建設関係技能者の不足とか、そういう理由がありますよね。資材とか機材の不足というのは、どこの部でもいろんな、半導体関係とかいろんなもので調達が遅れていたりするんですが、何かその労務者の不足というのがちょっとやっぱ

り非常にこの課では重要な問題なんじゃないかなと思うんですけども、その不足がこれからも続くとなると、また大変な状況じゃないか、この辺についてちょっとお聞かせください。

○笹木森林整備課長 今委員から御指摘ありました労務者の不足という、林業関係での労務者の不足というところでございます。

委員御指摘のとおり、大変やっぱりその問題が大きい問題ということで我々は認識していまして、例えば今、伐採後の造林等を進めなければいけない時期に来ていますけれども、そういうところも造林事業者の方がいないというところで、県としても今年度新しい予算を創設して、新しく従業員を雇われたりして事業を増やすというところに対して、支援をするという、定額の支援をするというような事業もやって、何とか事業者の方がより事業を拡大していこうというふうに誘導して対応しているところでございます。そういうような状況でございます。

○岩田智子委員 今は森林整備課だけにお尋ねしましたけれども、ほかの課もそういう状況がたくさんあつて本当に大変だろうと思えますけれども、今年度また新しいその予算をつけてという話もあつたので、この事業が早め早めに終わっていかないと、次の事業が、やっぱり仕事しなければいけないので大変だろうなと思っていますので、これも何か応援なんですけれども、頑張ってください。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○坂梨剛昭委員 29ページ、農産園芸課についてお伺いしたいんですが。すみません、28ページです、申し訳ないです。強化対策費の補助ということで、産地パワーアップで、昔

でいくと強い農業づくり交付金とか経営体育成事業とか国の補助率が2分の1とか、そういうふうな形で有利な状況を使いながら、農業者の方々は、ハウスを建てたり、いろいろな投資をしたりとかいうふうなことで使われているんですが、この予算減額とその認定に関して、非常に使われていない部分、マイナスの部分が大きかったんで、この原因というのをちょっと教えてもらえませんか。

○池田農産園芸課長 28ページの大幅な減額というところでございますけれども、基本的に繰越しが主でございます。

細かく言いますと、翌年度の繰越しがほぼほぼ産地パワーアップ事業になるんですけれども、翌年度への繰越しということが主でございます。

○坂梨剛昭委員 これから多分いろいろと、ここ何年かでそういった機材とか、そういったのが高騰して、5年、10年前とかは、これぐらいの値段で建てたものが、現在でいくと、もう1.5倍ぐらいの値段になっていると。そういった中で、なかなかそこに着手できないとか、または担い手とか後継者の方がないということも含めて事業継承などが難しいということで、投資ができないとか、そういったのに挑戦できないという方も増えてきているのではないかなと思うんですけれども、この令和3年度では、そういった動きはなかったんでしょうか。

○池田農産園芸課長 委員おっしゃるとおり、資材価格についてはかなり増えてきております。若干投資を控えられるという話も聞いております。ただ、積極的な方もいらっしゃいますので、そういう方についてはしっかり十分活用できるように、助言をやりながら、計画策定等々について一緒になってやっているところがございます。

○坂梨剛昭委員 ぜひですね、今から、現状でこれからの問題は人員の問題だと思うんです。担い手もそうですけれども、外国人労働者の方々、技能実習生の方々が、日本を選ばれなくなってほかの海外に行くとか、そういうふうな時代もちょっと今からかなり心配されている状況らしいんですよ。そういった中で、将来が人が来ない中で投資はなかなか難しいとかいう方々の話もよく聞きますので、いろいろ相談に乗っていただきながら進めていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

続いていいですか。

55ページなんですが、海岸保全事業費の補助ということで、この災害関連の漂流物、流立木関係の処理なんですけど、これは、やはり毎年増えている状況なんですか。そのところを教えてください。

○永田農地整備課長 今お尋ねなのは、災害関連漂着流木等処理対策事業は、毎年増えているかというお話ですか。

○坂梨剛昭委員 漂流物がですね。

○永田農地整備課長 これは、その年によってどうしても差がある、台風とかああい、令和2年7月豪雨とか大規模な災害があったときは増えますし、そうじゃなかったときは落ち着いていると。昨年度はありましたけれども、4年度は途中までなかったんですけれども、この間、7月の大雨と台風14号で増えていると。年の災害、台風とか降雨のイベントによって差があります。

以上です。

○坂梨剛昭委員 これは基本的にやはり災害とか、そういったことが起きたときに、立木が流れたときの対応ということでよろしいん

でしょうか。

○永田農地整備課長 はい、そうです。流れてきて海岸に漂着したごみを、漂着物を取る事業です。

○坂梨剛昭委員 災害まではいなくても、ある程度大雨とか風とか、そういった状況の中で、海の近くに住まわれている方は結構やっぱり立木が流れてくると。ただ、それが災害には値しないので、処分としてはできないとかいうふうなことをよく聞くんです。ですので、そこも含めて海岸を管理する、しているというか、日頃管理されている方々からすると、大木とかにはなかなか自分たちの人間の手ではできないと。ボランティア的な形で近くの業者の方々が無料でやっていただくとか、そういった状況が年に何回かありますので、そこも含めて、その現状というのをちょっと把握しておいていただきたいなと思いますので。要望でいいです。

○植野漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

ただいまの御質問に関連しましてです。海岸に漂着した流木等につきましては、海岸の管理者がおりますので、その管理者が災害の予算だったり、単独予算だったりを利用して回収処分をしております。

それと、先ほどおっしゃいました海を漂流しているものにつきましては、一般海域は管理者がおりません。そこにつきましては、漁港漁場整備課で漁業に支障があるようなもの、漁船の事故だったり、あるいは漁業の網が破れたりとか、被害を受けたりとか、そういうようなものにつきましては、別の事業で回収処分をいたしております。具体的には漁業関係者に協力していただくということで、県の漁連と契約をいたしまして、漁業に支障のある流木とかごみとかプラスチックごみ、

そういうものについて回収処分をしているところでございます。

以上です。

○坂梨剛昭委員 ありがとうございます。大量に漂流した流木とかは結構迅速に対応していただく部分はあるんですが、少々の流木だとなかなか対応してもらえないとか、そういったことで私たちは相談を結構受けるんです。いつまでも漂流したままになったりとかするんで、そのときには地域に密着した業界の人たちとかが自主的に処分したりとか、そういったところも結構されているというところもぜひちょっと知っていただきたいなというふうに思います。ありがとうございました。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○緒方勇二副委員長 45ページの雑入の農業次世代人材投資事業の補助金についてお尋ねいたします。

予算現額は9億5,000万、調定額が7億6,000万。これは衣替えして青年就農給付金から農業次世代人材投資のほうになったと思うんですが、もともとは10億近くあったんじゃないかなと思いますけれども、青年就農給付金の時代はですよ。これ、ハードルは高くなったんですかね。それとも、逆に年齢なんかは上がったように思いますし、もうちょっと本当に、せつかくの10分の10ですからですね。この辺がどういうふうに推移したのかを教えてくださいませんか。

○中島農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

御指摘のありました農業次世代人材投資事業は、委員御指摘のとおり、以前は青年就農給付金という形で事業を展開しておりました。事業費の、まず額につきましては、毎年

度事業のその年の交付額、それによりまして変わってくるものもありますが、基本的には見越しの毎年の申請見込み、その辺りをこちらのほうから要望等を取りますので、その額に合わせて出しております。

実際、ハードル面、年齢面につきましては、特に年齢の制限といいますか、その辺りにつきましてはありませんけれども、基本的には参入をするとき、例えば準備型の資金、こちらにつきましては、農業大学の大学生だったり、または例えば県立農大、そういったところで、外部から、言うならば成年といいますか、45歳とか50歳とか、そういった研修をされる方々がこの準備資金を活用するという形も可能となっておりますので、そこら辺については年齢というものはございません。

ただ、その後の就農の期間、研修をした後は就農を何年しないといけない、そういうふうなルールというものはございます。

また、開始型、こちらのほうにつきましても、開始をするに当たりましては、当然、親経営と分離をしないといけない、自立をしないといけないという部分がございますので、その辺りにつきまして、就農後の開始期間の年数に応じて、例えば途中でリタイアとか、そういったものについては返還の対象とか、そういったものが出てまいります。

○緒方勇二副委員長 実際、待ち受け予算的なものから、100名程度なのか、あるいは300名程度なのか、人数的なものを教えてください。準備型、開始型、親元就農型で経営を別にしなければならない。この辺をどういうふうにして、本県の人材育成の部分の大きな肝の部分ですから、どういうふうに育まれて今後どういう導きをするのかを。せっかくの予算を組んであったのに、これだけ予算減額、収入済額の比較がありますので、その辺の経緯も含めて。

○中島農地・担い手支援課長 令和3年度の実績を申し上げます。

まず、準備型のほうにつきましては、当初予算では100人を見越しておりました。それに対しまして、実際にはトータルで69名が準備型の資金を活用しております。一方、開始型につきましては、当初予算としましては733名分の予算要求を計上しておりましたけれども、実際には565名の資金の活用という形になりますので、そういった形で、当初では、ある程度要望に合わせて、多めに確保しているという状況になっております。

○楮本生産経営局長 すみません、ちょっと補足をさせていただきます。

先生おっしゃるとおり、確かに前は10億程度ございました。毎年毎年減ってきております。実際、さっき説明ありましたとおり、要件とか、そういうのもちょっと厳しくなってきたというのがありますし、その要件がクリアできずに返還をされるという方々もいるということがございます。

それと、もう一つは、逆に経営をうまくやられて、何百万か上限がございますので、それを超えてしまってもう交付が受けられないという方々もいらっしゃいます。ただ、本当の実際の読みとしましては、実際に受けられる方がどんどん減ってきていると。先ほどの数字もそうなんですけれども、要望された方々が全員交付をされるように余計に予算は取っておりますけれども、実際こういうふうな状況でございます。

先ほど言いましたように、実際減ってきていると。要件が合わなくなって返還しなければいけないというようなのを心配されてされない方もいらっしゃいますけれども、実際にはもうその就農者の方々が、こんな感じで減ってきているというのが現状じゃないかなという分析はしております。

○緒方勇二副委員長 より実態に近い形での制度設計になってきたというふうに受け止めます。どうぞよき人材育成につなげてください。

それから、すみません、もう一ついいですか。

○山口裕委員長 どうぞ。

○緒方勇二副委員長 17ページの、先ほど雇用開発の支援事業の中でフードバレーの話が出ましたが、この中で、先ほど説明の中でネットワークの構築とか発信とか人材育成をおっしゃいました。もともとこのフードバレー立ち上げのときが、多品目で小ロットの本当に豊かな農林水産物をもうちょっと売り出そうというような磨き上げの話だったと思います。その中のこの人材育成ですね、いかほど農業と福祉の連携ができていますのか。福祉の事業所のA型であるとか、B型事業所であるとか、この部分のカウントが、より雇用開発ですから、だからこの辺の構築がなされているのかなと思って、これは林業と福祉の連携もあるのかも分かりませんし、いろんなその辺のもくろみ等もあれば教えてください。

○藤由流通アグリビジネス課長 今お話がありました県南フードバレーの地域における農福連携に関してですけれども、フードバレー事業として拾っていくというよりも、全県的なところで、例えば、6次化支援をしていく、農業をしている方がほかの分野に進出すると。農業を生かした加工をやっていくというような場面。その中で、障害を持たれた方の任用とか、そういった話は個別にはお聞きしております。一部、県南のほうで今後そういうことをやっていきたいという話も聞いておまして、そのような場合には、これはフードバレーといいますより、6次化支援のサ

ポート、ステップアップですとかスタート支援というような設備投資に対する支援といったことが、流通アグリビジネス課としては、持っているという状況でございます。

以上でございます。

○緒方勇二副委員長 ぜひ農と福祉の連携は力強く推し進めていただきたいと思うんですね。いろんな場面場面で障害をお持ちの方が活躍されている場面に出会います。本当にこの人たちによき仕事を、雇用の場を提供できれば、本当に多品目で小ロット、そしてECサイトでは送料なんかを補填されてますけれども、福祉の事業所なんかは本当にもっともっと賃金を向上したい人たちばかりですよ。ですから、そういうところとうまいことマッチングなんかをしていただければ、いろんなものの商品開発が進むだろうと思います。アグリビジネスセンターがあれば一生懸命頑張っていただければいくほど、本当に商品開発に持ち込まれる方もたくさん見ますし、そういう中で、この足元には障害者の雇用もあるんだということもしっかり育んでいただきたいと思います。これ要望です。

○前田敬介委員 すみません、状況の確認みたいな感じになるんですけども、165ページ、決算概要説明のときにもお話があった回収困難になっている内容なんですけれども。この一枚紙を見て、返す気があるのかなのか、多分ないなど。

回収できるめどがあるのかなのか、正直見た感じだとなさそうに見えてしまう状況です。この人が日本にいるのかも、その辺とかも分かんないと思いますけれども、どういふふうにして回収していくのか、この先。手順は書いてありますけれども、その見込みがあるのか、よければ教えていただければと思います。

○藤由流通アグリビジネス課長 再度、流通アグリビジネス課でございます。

今お話ございましたこの回収可能性に関しましてですけれども、今回この補助金返還をしていただくということで、この対象が企業という形になっております。その企業、個人ではなく、企業という形です。正直、ここの返還請求をし出す時期から、この企業に関しては、もう操業をしていないという状況です。一部細々とやっていたという話は聞くんですけれども、例えば、地元の自治体、市町村のふるさと納税に一部出していたという情報等ございましたが、そちらも現在ストップしております。

私どもの資産調査、任意の調査に関しては、土地、建物、不動産、このあたりの所有者は、代表者の名義になっている、いわゆる会社名義ではないというものもございます。それから預金、債権の関係も、私どもが調査できた範囲では、回収できる額、物が残っているという状況ではございません。その意味で、十分な回収をしていく、全額回収というのが非常に厳しさはあるというふうには思っておりますけれども、まだ手続的にはやれることが残っているというふうに思っております。今後は、裁判所を通して、法務局あるいは銀行、私たちが任意で手が及ばない部分に会社の資産がある可能性があるということがございますので、そちらで調査をかけて発見ができれば差押えを実行していきたいというふうには思っております。

ただ、それでもまだなお見つからないという状況がありましたら、まずはその時効にかからないような手続をしっかりと定期的にかけていくということはやっていきたいというふうに思っております。

○前田敬介委員 ありがとうございます。多分時間がたてばたつほど回収しづらくなるんでしょうし、回収することって本当、皆さん

大変だと思いますけれども、真面目に分割で返していらっしゃる人がいらっしゃる以上は、少しでも回収できるようによろしく願います。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 事故繰越の件でちょっとお尋ねなんですけれども。事故繰越があるにもかかわらず、当然、不調、不落があつて難しいとは思うんですけれども、進捗率がゼロ%というのが結構出ておりましたけれども、それは現在どのような状況にあるのか分かりますか。要は、結構何本かあつたもんで、事故繰りの中でなおかつ進捗率がゼロというのは。その対応というのは今どうなっているのか。不調、不落があつてどうしようもないというのがあるだろうとは思うんですけれども、そこを含めてちょっと説明いただければ。

○阪本政策審議監 すみません、遅くなりました。

今私、帳票を見る限り事故繰りでゼロはないように見受けられまして、低いのは確かにございますので……。

○藤川隆夫委員 10%くらいのはたしかたくさんあるんですけども、ゼロもあつた。

（「林業振興課にある」と呼ぶ者あり）

○廣田林業振興課長 すみません。91ページで上から2段目ですかね、現年林業災害復旧事業。他工事との調整に必要としたということでございますけれども、これは、国道あるいは県道、それから河川等の工事が優先されておりまして、林道の場合、どうしても奥地ということがございます。その工事が終わり次第、林道の災害復旧に着手するということでございますので、その辺については調整を今鋭意やっているというところでございま

す。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 どちらにしても事故繰越で、それから先はなかなか続けられないと思っているんですよ。だもんで、逆に言うと事故繰りのときに少しでもいいから手をつけないと恐らく次へ進めないというふうに思うんで、そのまま、さっき言ったように、林業振興課のほうで今99ページも含めてなんですけれども、全部執行額まで3年度の執行額ゼロで、なおかつ、4年は繰越額は書いてあるけれども、進捗率ゼロというのが結構あるものだから、ちょっと心配になったんで聞かせていただいたという状況です。

どちらにしろやらないといけないインフラではあると思うんで、やはり手をつけていってもらわないといけないというふうに思っていますので、それを踏まえてやっていただければと思いますので、もうそれ以上なかなか難しいと思うんで、答弁は結構です。

○山口裕委員長 総論的な対応ということは、答弁しながらもいろんな実情があるからね、心配される気持ちはよくよく分かる。何か答えられることがあったら。

○阪本政策審議監 大変失礼いたしました。全力で頑張ってもらいますので、御支援のほどよろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 ちょっと1個だけ発言させてもらってよろしいですか。

野尾さん、そして杉本さん。

農林水産部ですね。実は、不用額が生じた理由、もう細やかに書いてくれて、そして金額も明らかにしている。これは今までの部署ではなかったんですね。農林水産部の誰かが

事細かに我々に説明するために作ってくれた資料じゃないかな。でも正直言うとこれ、好意的に見ました、決算を担当させていただく者としてですね。

これって、全部署に対して共通化することはできないんですか。

○野尾会計管理者 先生おっしゃったように、部局間で、会計管理者になってこれを見ましたら、説明ぶりも、こういうふうな資料を作るのも若干違う部分がありますんで、来年度はちょっと標準化するように……。

（「もう来年の話をしよる」と呼ぶ者あり）

○野尾会計管理者 ああ、すみません。

○山口裕委員長 残りがありますけれども。

○野尾会計管理者 あと2日しかありませんし、最終の我々の警察と出納局のほうは、こういうのはありませんものですから、あまり。すみませんが、委員長の御指示を踏まえて、修正できる分は修正はさせますが、来年度に向けて全体的な資料の標準化はちょっとお願いをしていこうと思います。

○山口裕委員長 すみません、よろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 なければ、これで農林水産部の審査を終了します。

次回の第5回委員会は、月曜日、10月24日午前10時から開会し、午前中に土木部、午後に教育委員会の審査を行うこととしております。よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時57分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
決算特別委員会委員長